

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

- 1 日時
平成30年1月10日（水曜日）
午前10時0分開会、午後2時15分散会
（うち休憩 午前11時59分～午後0時0分、午後0時0分～午後1時1分）
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、中村担当書記、安藤併任書記、岩渕併任書記、千田併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部
上田文化スポーツ部長、泉副部長兼文化スポーツ企画室長、
畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、
工藤スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進課総括課長、
 - (2) 教育委員会
高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、
鈴木教育企画室企画課長、永井教職員課総括課長、小久保学校調整課総括課長、
藤澤高校改革課長、菊池生徒指導課長、中島学校教育課総括課長、
荒木田保健体育課総括課長、佐藤生涯学習文化財課総括課長
- 7 一般傍聴者
2名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 継続調査
(文化スポーツ部関係)
「ラグビーワールドカップ2019TM 釜石開催について」
(教育委員会関係)
「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結

果について」

(2) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係のラグビーワールドカップ 2019 釜石開催について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局からの説明を求めます。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 ラグビーワールドカップ 2019 釜石開催について説明させていただきます。

お手元に配付しております A 3 判の 1 枚のみの資料をごらんいただければと思います。2019 年に開催されるラグビーワールドカップについての準備状況について説明させていただきます。

まず、1、大会の概要と釜石市での試合日程等についてでございますが、ラグビーワールドカップは 4 年に 1 度行われるラグビーの世界一決定戦であり、夏季のオリンピック、サッカーの世界カップに次ぐ規模となる世界 3 大スポーツイベントとされているところでございます。

大会期間でございますが、2019 年 9 月 20 日に開幕し、11 月 2 日の決勝戦まで 44 日間で実施され、20 チームが参加し、予選プール 40 試合、決勝トーナメント 8 試合の全 48 試合が行われるものでございます。

会場は、岩手県釜石市のほか、北は札幌市から南は九州の福岡市、熊本市、大分市まで 12 会場となります。

釜石会場での対戦カードにつきましては 2 試合で、第 1 試合が 2019 年 9 月 25 日水曜日の 14 時 15 分から、フィジー対アメリカ地区第 2 代表、第 2 試合が 2019 年 10 月 13 日日曜日の 12 時 15 分から、アフリカ地区代表対敗者復活予選優勝チームの試合が行われます。

アメリカ地区第 2 代表は本年の 2 月 3 日に決定し、アフリカ地区代表は 8 月ごろに、復活予選優勝チームは 11 月ごろに決定する見込みとなっております。

釜石会場のチケットの料金でございますが、メインスタンド、バックスタンドが 1 万円と 7,000 円に設定され、サイドスタンドは 4,000 円と大会を記念した 2,019 円という料金が設定され、子供料金は、2,000 円と 1,000 円が設定されております。

次に、2、新スタジアム整備概要についてでございますが、名称については、(仮称)釜石鶴住居復興スタジアムで、整備主体は釜石市、概算整備費は約 39 億円と釜石市から確認しております。座席数は 1 万 6,000 席で、常設が 6,000 席、仮設が 1 万席でございます。

完成予定は、本年7月に常設部分が完成する予定です。その特徴といたしまして、12開催都市中で釜石市は唯一スタジアムを新設するものでございます。そして、釜石市内でも特に被害の大きかった鶴住居地区の釜石東中学校、鶴住居小学校の跡地に建設されるものでございます。

3、インフラ整備の状況等についてでございますが、花巻―釜石間の東北横断自動車道釜石秋田線につきましては、平成30年度中に花巻ジャンクションから釜石中央インターチェンジまで開通し、これにより花巻―釜石間が1時間5分となるものでございます。また、宮古―釜石間の三陸沿岸道路につきましても、平成30年度中に宮古中央インターチェンジから大槌インターチェンジまで開通し、これにより宮古―釜石間が35分となるものでございます。

三陸鉄道は、2019年3月にJR山田線の一部が移管され、沿岸部を縦貫する久慈から盛間で三陸鉄道の一貫経営が始まるものでございます。

右側のほうをごらんいただければと思います。4、開催都市としての準備状況についてでございますが、昨年4月に、県、釜石市を初め、県内外の146者で釜石開催実行委員会を立ち上げ、大会の成功に向け、四つの専門部会で具体の準備を進めているところでございます。

平成30年度の取り組みのイメージということで御説明させていただきます。四つの柱という形で設定しておりますが、大会の機運を醸成するために広報・イベント専門部会というものを設けておりますが、3月から4月にかけて岩手県在住者を対象とするチケットの抽選販売が始まるなど、チケットが順次発売されることから、そのチケットの販売促進の取り組みや、4月から始まる予定のボランティア確保に向けたPR、そして釜石市で試合を行うチームの情報や外国の情報などの発信等の強化をすることが必要と考えているところでございます。

次に観客等の円滑な輸送を確保するために、交通輸送・宿泊専門部会を設けておりますが、パークアンドライドによるシャトルバスの運行ルートやバス駐車場の設定など、交通輸送実施計画を策定するとともに、輸送用の車両であるバスの確保をしていくことが必要と考えております。

3点目に観客や来訪者の受け入れ態勢を構築するために、ボランティア・おもてなし専門部会を設けておりますが、ファンゾーン、開催都市の中心市街地にパブリックビューイングやラグビー体験、公式グッズの販売、飲食ができるなどのエリアというものがありませんが、そのテストの実施や、大会ボランティアの募集、選考をして、開催都市独自ボランティアの育成が必要と考えております。

そして、防災、セキュリティーなど安全安心を確保するためにでございますが、警備・消防・医療救護専門部会を設けておりますが、防災実施計画・医療救護実施計画を策定するとともに、防災機関との連携による訓練に参画することも考えているところでございます。

その下の今後の大会までの主なスケジュールのイメージでございますが、本年4月から大会ボランティアの募集が始まる予定でございます。また、組織委員会の地域支部が4月に設置され、組織委員会として大会に必要な現地業務に対応することとされております。そして、5月に大会の500日前を迎えることから、イベントを計画しております。7月末には、スタジアムの常設分6,000席の工事が完了いたします。9月ごろまでにスタジアムの完成に合わせた1年前のイベントを計画しているところでございます。そして、10月ごろにはテストのイベントとして、ラグビーの国内試合を実施し、観客等の輸送やファンゾーンの設置、医療救護に関するテストを行う予定でございます。2019年の春には、仮設も含めた1万6,000席でのスタジアムが完成し、6月ごろにはラグビーの国際試合を誘致し、観客等の輸送やファンゾーンの設置、医療救護に関するテストを行うことを計画しております。8月には、大会を直前に控えまして、シティードレッシングと言われる都市の装飾を始める予定です。そして、9月20日の開幕以降にはファンゾーンが設置され、9月25日、10月13日に本大会の試合が実施されるものでございます。

一番下の5、チケット販売スケジュールについてでございます。本年1月27日から2月12日まで、セット券の抽せん販売の申込期間ということになります。その後、3月19日から4月12日まで、開催都市である岩手県の在住者が釜石市で行われる試合の先行抽せん販売の申込期間となっております。また、9月19日から11月12日までが一般の抽せん販売の申し込みができる期間ということで、ここから岩手県以外の方が釜石市で行われる試合を申し込みすることができることになるものでございます。購入にはインターネットのチケットIDの登録が必要ということで、このIDを登録しますと6枚まで購入が可能となっているところでございます。そして、このインターネットによる発売とは別に、チケットとバス、あるいは宿泊というようなセットになった商品の発売というものも、本年春以降に予定されているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○郷右近浩委員 御説明どうもありがとうございました。何点か伺いさせていただきたいと思いますが、最初に、新スタジアムの整備費の部分について、今現在報道等でもさまざまな数字が出てきておりますが、39億円の整備費でありますけれども、今まで大体どのぐらいがどういう性質のお金でめどが立っていて、そして今現在全部手当てというか、めどが立っているのかどうか、立っていないというものはどのようになっているのか伺いしたいと思います。

あわせて、大会までのスケジュールイメージのほうですけれども、2018年10月ころの国内試合誘致のテストイベントであったり、またさらには2019年6月のテストイベント2としての国際試合の誘致とありますが、せっかくつくったそうした施設でありますので、一過性の、例えばテストイベントのためのテストイベントという話ではなく、やるからにはぜひとも次につながるような、例えば恒常的につながるような取り組みを、

あわせてやっていったほうがいいのではないかと思うわけでありますけれども、その点についての考え方をお伺いしたいと思います。どのようになっているかとあわせてですね。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 新スタジアムの整備の関係で、財源等の見込みについての質問がありましたので、お答えさせていただきます。

39 億円というスタジアム整備に係る総経費についてでございますけれども、基盤整備、公園整備に係るものが約 17 億円となっております。そして、常設、仮設、設計も含めたスタジアム整備費というのはその残りという形になっております。基盤整備、公園整備のほうに関しましては、これは全額、復興交付金のほうでの手当てという形になっているところでございます。

あと、常設部分にかかわるスタジアムの整備については、日本スポーツ振興センターの助成、そして社会資本整備総合交付金等を充当しているところでございますけれども、その中でも一部、地元の負担がかかる場所が残されているところでございます。

唯一、国あるいは団体等の支援が得られていないものが、仮設の部分の整備についてでございます。そこが現状のところでは 5 億円となっております。この 39 億円の中の全体で、今地元負担がどの程度と見込まれているのかということになりますと、全体で 8 億円となっているところであり、その大半を占めているのが仮設にかかわる部分というところでございます。

あと、2018 年の国内試合、そして 2019 年の国際試合の誘致についてでございますが、我々、釜石開催実行委員会といたしましては、大会の準備を万全にするというところで、スタジアムを活用し、そして大会の本番に向けた運営面にうまくつなげるということで誘致のほうを進めているところでございますけれども、当然その実施に当たっては、ラグビーワールドカップが終わった後にでもそういった遺産といいますか、レガシーというものが継続できるように、日本ラグビーフットボール協会のほうにそういった公式戦の実施を要請するというようなことなどを行いながら、ラグビーワールドカップの準備にも必要ですが、その後にもつながるような取り組みということで要請をしているところでございます。

○郷右近浩委員 早く進めようと思って両方あわせて聞いたところが、逆に分解してしまったのですけれども、新スタジアムの整備費について、地元負担のほうで 8 億円ほどということですが、実際問題、スタジアムの完成がことしの 7 月ということですが、どのような形で今現在めどが立っているのか。例えば足りない部分があるのではないかと、現在その上でどのようになっているのか、あわせて詳しくお知らせいただければと思います。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 地元負担の部分については、その見通しというところでございますが、こうした国等の制度によらない部分については、釜石市もそうですが、岩手県としても仮設に関する助成制度がないものかということで要望しているところではございますけれども、現状においては仮設についての助成がない関係もございまして、県といたしましては仮設に関する部分については、釜石市に対する応分

の負担を行うと表明しているところでございます。県といたしましては、整備費に対する負担のあり方について、現在調整をしているところでございます。

○郷右近浩委員 県が応分の負担をするということは、今の答弁でわかりました。だとすると、募金などさまざまな形で対応をしていると思います。そうした中で、今現在は何のようになっているのか。例えば最後の最後までいったときに、ではこのぐらい足りないから、極論の話をすると7億円足りないから、それは県のほうで見ますという話なのか。その7億円のうちの応分の負担をするという話なのか。一体どういうめどを立てようとしているのか、やっぱりどうしてもお金が絡むことなので、その部分については実行委員会のほうでどのような考え方で進めているのかまでを含めてお伺いしたかったわけでありませけれども、もう一度御答弁いただければと思います。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 地元負担のあり方ということでの質問でございますが、これは釜石市、そして県のほうでは整備に係る部分について釜石市を支援する立場にあるというところですので、この8億円全部という形ではなくて、仮設にかかわる部分について、一部の助成を考えているところでございます。こういった地元の負担にかかわる部分について、国からのさらなる財源支援措置を求めているところでもございますし、委員御指摘のとおり、釜石市のほうでも、県のほうでも仕組みはございませけれども、そういった寄附金の御協力を求めるという活動もしているところでございませるので、なるべく地元の負担が少なくなるような形での活動をしているというところでございませ。

○城内よしひこ委員長 現在の状況まで聞いていますけれども。現在の状況、推移。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 8億円の中の仮設の部分については、現状で国等の助成制度がないということがありますので、ここについては県が応分の負担をするということで、県と釜石市で持たなければならぬ部分になろうかと思っています。

あと、それ以外の部分については、釜石市としてもこういった建設にかかわる費用がかかるということがありますので、今釜石市のほうで寄附金集めをしておりますして、2億円余りの寄附金を集めている現状にもございます。

○郷右近浩委員 ラグビーワールドカップの釜石開催について、何も否定的に話をしているわけでもなくて、成功裏に終わらせていただきたいと思っている中での質問をしているわけでありまして、例えば県から金を持っていくとか、どこかから金を出すなんて、そんなけちな話ではなくて、ただ実際問題として2018年7月にはスタジアムが完成するのだと、なおかつそこからはさまざまなイベントをやっている、そして盛り上げていくのだといった中で、一体きちんと建設費が賄えるのか、そしてその後のイベントであったり、またさらにはもちろん大会自体がお金の面からも、運営の面からもきちんとできるのかといったことをぜひ教えていただきたいと思っているわけでありませ。

今の御説明ですと、8億円ほど地元負担だけでも、そのうちの3億円ほど、仮設費以

外の3億円ほどは、さまざま募金であったり、いろいろな協賛であったりと、そうしたもので賄う。またさらに、もしそれ以上募金等があれば、それは運営費に充当するなりしながらも、例えばこの仮設費に係る5億円、これについては県と釜石市の両方で持つということで、整理しているということによろしいのでしょうか。その確認を。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 仮設のほうについては、国等へ仮設に対する助成を要望しているところではございますが、現状として、今のところそうした制度がないということでもありますので、委員がおっしゃったような形で、釜石市が持つ部分について県としても応分の負担をするということで、県と釜石市で賄うという方向で今調整しているところでございます。

○郷右近浩委員 まず考え方としてはわかりました。では、5億円の部分は、あとは実行委員会を通してなのか、県と釜石市の協議でなのか、その部分は主催側のそうした団体で出すということで考えていると。負担の部分については、今現在まだ、とにもかくにも今準備している段階の中で、どのようになっていくかというのはまた別の形の中で質問させていただければと思います。

それで、例えばテストイベントの国内試合誘致、国際試合誘致、さまざまIMGとかいろいろなところからお話があると思います。スーパーラグビーであったり何であったりというものを、できればやっぱり東日本大震災津波からの復興という中で、この日本で、そしてその中でも象徴である釜石市でやりたいといったような申し入れ等があるやに聞いておりますし、そうした働きかけはあると思いますが、またさらには日本ラグビー関係の部分でどのようなイベントをやっているのか、そうしたものが競技になっていくのか、その部分の今の状況等をお知らせいただければと思います。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 国際試合の関係についてでございますが、大会時の1万6,000席でのテストイベントの実施につきましては、ラグビーワールドカップリミテッドからも求められているものでございまして、釜石開催実行委員会といたしまして、このラグビーの国際試合の誘致に向けて取り組んでいるところでございます。現時点で国際試合の誘致決定に至っていないところではございますが、釜石開催実行委員会として、日本ラグビーフットボール協会と意見交換を行うとともに、釜石市を中心にスーパーラグビーの関係者等への働きかけも行っているところでございまして、国際試合の誘致に向けまして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○郷右近浩委員 最後にします。意見だけです。先ほど予算の部分でもありましたが、この新スタジアムの整備につきましては、やると決めたときから、常設6,000席、仮設1万席ということで進めてまいりましたけれども、例えば次につなげる国際試合であったりとか、ラグビーリーグであったりとか、そうしたものをやっていくということまで視野に入れるならば、本来的には、私は、座席数は常設1万席、仮設6,000席といったぐらいでないと、試合開催のためのハードル、そうした部分にも適合してこないと考えていたものがあります。今回はこのとおり、常設6,000席、そして仮設1万席ということで決まりました。

た。ただ、それがゆえに、もちろん復興の財源等も、仮設の部分は自前で持たなければならないという部分で、その負担が大きくなっていくことは、ちぐはぐが見えているかなと。ここまでの時計を巻き戻すということにはもちろんなり得ないと思いますけれども、だとすると、ここからは本当に滞りなくというか、タイムスケジュールを決めてどんどん進んでいかなければならないという中であっては、実行委員会の中身がちょっと私どもに見えないわけでありましてけれども、その中できちんと話し合いながら進めていっていただきたいと思います。以上、意見として、終わります。

○ハクセル美穂子委員 私のほうから何点かお伺いしたいと思います。対戦カードが決まったということで、フィジーやアメリカ地区の第2代表とかが決まっておりますけれども、そうすると、外国人を応援される方が、どのぐらいの規模で来るかとかというのは想定されているのでしょうかというところと、それであれば外国人の観客の方に対応する、例えば宿泊施設とか、そういったところの想定なども大体決まってきたところなのかということをお伺いしたいと思います。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 出場国についての関係でございますが、アメリカ地区第2代表のほうは2月3日に対戦がありまして決定するというところで、今はまだ決まっていないところですが、カナダとウルグアイが戦って、その勝者になります。アフリカ対敗者復活予選優勝チームは、どこが出てくるかもまだ明確に見えていない状況でありまして、他の開催地と比べてもその準備が難しいという形であります。

外国人の観客についての想定ということでございますが、前回大会の2015年の英国大会のときには外国人が約2割近くおられたと伺っておりますけれども、我々のほうでも交通輸送の関係とかそういう部分でしているシミュレーションの中でいきますと、これまでのサッカーのワールドカップとかそういったものの実績等とかも見ていくと、1万6,000席になりますけれども、1試合当たり外国人の方々は約1,000人に満たないぐらいになるかもしれないと見ているところでございます。そういったところで、まだわからない部分もありますけれども、宿泊ということになりますので、ベッドだったりとか、普通にWi-Fiが使える環境だったりとか、あるいは外国語の対応もございまして、まだ全部が英語で通じるのかもわからない部分がございますけれども、最低限そういった形の対応ができ得るように今調整をしているところでございます。

あと、宿泊業者の方々には、そういった外国人の方々に対応できるようにするための講習を、釜石市を中心にではございますけれども、順次始めている状況でございます。

○ハクセル美穂子委員 では、大体1,000人弱であれば、釜石の中でもある程度対応できるのかというような想定で今やっつけようかと思っておりますが、シャトルバスで輸送とかという形になっておりますけれども、そうすると外国語表記をきちんとやらないと——私の主人もそうですけれども、FITの個人で旅行される方などは表示がないとなかなかわからないということ、よく嘆いているところでもありますので、その辺のところをしっかりとやっていただければいいと思います。

それから、観光のほうの部署の担当の方との連携もぜひ図っていただいて、このワールドカップだけではなくて、次の東京オリンピックで、もしかするとその観光施設が外国人を泊める際のノウハウをワールドカップで培うこともできるのではないかと考えていますので、ぜひそういった方向で、次の次の次ぐらいまで使えるようなノウハウをためていくような気持ちで、皆さんと連携を図っていただきたいと思います。これは意見として、終わります。

○**斉藤信委員** 最初に事業費の関係で、約 39 億円のうち地元負担 8 億円と、うち 5 億円が仮設部分ということですね。先ほど来、応分の負担というふうになっているけれども、応分の負担の考え方、基本的には2分の1は県が負担するということなのかどうか。今の時点で応分の負担の考え方をお示してください。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長** 仮設に関する負担のあり方についてでございますが、県として現在釜石市と協議をしながら整備費に対する負担のあり方を検討しているところでございまして、今具体的な数字というふうなところまでは申し上げることができないという状況でございます。

○**斉藤信委員** 7月に常設の施設はできるわけで、考え方はあっていいのではないかと。応分の負担という曖昧なことではなくて、それはどのくらいを見るのか、それはあってしかるべきではないか。内々にはあるのだと思うけれども。

それで、開催都市としての準備状況ということですが、いずれ基盤整備とスタジアムというのは、ある意味、固定費みたいなもので、大会に向けた準備の経費、もう一つは運営の経費があると思うのです。この大会に向けた機運醸成とか、さまざまなイベント、取り組みがあると思うのですけれども、運営費というのは県と釜石市でどのように設定をされているのか。

もう一つは、大会の運営費は、組織委員会が主催者だと思うのですけれども、現地の開催都市の負担というのはどのようになるのか、どの程度を見込んでいるのか、この2点を示していただきたい。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長** 大会の運営について、そういう準備という部分もあるでしょうし、ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会のほうで、そのものとして準備する関係もあるとのお話をいただいたところでございます。大会の運営自体については、組織委員会のほうで持つものでございます。それについて、今組織委員会のほうでも、県とか開催都市のほうから負担金という形で集めて全体経費のほうを見ているところではございますが、開催都市として必要な経費になりますと、開催都市の準備状況の部分で申しますと、観客等の円滑な輸送にかかわる部分は開催都市が担う役割となっております。あと、その下の観客や来訪者の受け入れ態勢の構築のところにありますファンゾーンという、大会を行っている最中のイベント会場になりますが、その運営も開催都市が担うべきものとなっておりますので、そうした大きなものがございます。

委員からも御指摘ありました機運醸成をしていくためのものだったり、あるいはテスト

として試合をやって、本番に向けた準備をする部分も開催都市のほうでやらなければならないもの、あと防災関係でも、そういう計画策定なりというところは当然かかわってまいります。大きなところは観客の輸送の関係とファンゾーンの運営となるものです。この内容をどういった形で進めるのかを現在検討中でありまして、来年度そこを実施計画という形で、さらに詰めた形で検討していきますので、現状で幾らという形での明示ができないところではございますが、どのぐらいバスなどを借り上げて、ファンゾーンをどういった形で運営していくかというところを詰めながら、全体計画を調整してまいりたいと考えているところでございます。

○**齊藤信委員** 1万6,000席ということで、20日間、大会が開催されるわけですが、今の輸送の関係で、釜石圏域で輸送する部分がどのぐらいで、あとは花巻市とか盛岡市からの輸送、それ以外もあると思いますけれども、それは今の時点ではどのように考えられているのですか。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長** 現在交通輸送の基本計画という中で、来場方面のシミュレーションとか、あと輸送車の設定という基礎的な条件を整理して、道路の混雑度を試算するほか、バスや鉄道の実際の輸送力の調査、そして必要な駐車場の調査をした上で、車両総数の抑制なり、あるいは分散対策なども含めた輸送計画のほうを検討しているところでございますので、今、何台というところまで具体的な数字を述べることはできませんが、国体とか、ああいう形で確保したようなことを今度は沿岸でやるという形になりますので、より広域な形での発着地点の設定などが必要になるだろうということで、今検討を進めているところでございます。

今後としては、駐車場の候補地への協力の要請だったり、車両を確保するために、県内だけでは無理な場合には県外も含めての協力の要請だったり、あるいは鉄道の輸送力を確保するための、といってもなかなか増便は難しいという状況もあるようですが、そういった要請を行いながら、3月には基本計画をつくり、組織委員会に提出するという格好で進めているところでございます。来年度につきましては、そういった車両を実際に仮予約するとか、あるいは駐車場の候補地の借用の手続をするとか、あるいは交通自粛の看板をつくるなどと、事前の広報も含めてやっていこうというところで進めているところでございます。

○**齊藤信委員** 輸送計画は大変だと思うのです。国体のときも、北上市の開会式は、東北各県からバスを確保してやったと。1万6,000席という規模は、恐らく同じぐらいの規模で、それも釜石市でやるというのは国体以上になかなか大変だと思います。私が一番危惧しているのは、釜石市内というのは通常渋滞地域であることです、通常で、釜石市内を通らない三陸道は開通するのでしょうか。その三陸道を通して鶴住居に行けるのかどうか、ここを確認したい。これが一つ。

あと、やっぱり機運の醸成というのが、国体の場合には大体県内各地域が会場を持っていましたから、それぞれの自治体が自分たちの国体という取り組みになったと思うのです。

今回は釜石会場ですからね。だから、アメリカ地区の第2代表がカナダになれば、ホストになっているので盛岡市はかなり燃えるのだと思うのだけれども。この間市長もそのように言っていました。カナダはずっとこの間出ているそうだから、その可能性は高いと思うのだけれども。やっぱり全県的に機運の醸成をどうするかという、これは国体以上に知恵と創意工夫が必要なのではないかと。釜石地域はラグビーのまさに伝統のある地域だけれども、そこを離れると県内全体と釜石市というのはかなり落差があるのではないかと。この機運醸成をどのように図っていくのかと、今の時点でどういうことを考えているか示していただきたい。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 まず、三陸沿岸道路の関係でございますけれども、宮古中央インターチェンジから唐桑までの間でありますと、大槌インターチェンジから釜石北インターチェンジの間だけが大会時には開通しませんけれども、それ以外のところはつながると把握しています。

○斉藤信委員 釜石北インターチェンジってどこだ。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 スタジアムの最寄りのところになります。そこからだと5分以内でスタジアムに着くような感じになります。南側は釜石北インターチェンジを使って、北側のほうは大槌インターチェンジを使ってという感じになります。

そして、機運醸成の関係でございますが、おっしゃるとおり、県全体での機運の醸成が必要になりますので、県民の皆様が参画いただけるような形での機運の醸成を今後も力を入れてやっていかなければならないと思っておりますし、今後ボランティアの募集やチケットの発売が始まるということで、大会の機運を盛り上げるための都市装飾といえますか、公共的な広場だったり、施設だったり、交通機関のパネルだったり、さまざまな場所で大会が行われるということを見られるような形を心がけながら、この機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 かなり立派な施設ができると思うのだけれども、先ほど郷右近委員も言われたけれども、大会後どのようにこれを維持、活用するのかというのがもう一つの大きな問題で、先ほど説明の中ではラグビーのトップリーグの試合も呼びたいと。6,000席のあのスタジアムでラグビートップリーグ開催の基準には合うのかと。それが一つです。

あと、釜石市長からは、終わったら県営にしてくれないかという話もあるので、これは私は今の時点では言いませんが、それはやっぱり釜石市であの競技場を運営するのは大変な課題だと。それは、北上市の運動公園もそうなのです。あそこを北上市が維持するのは本当に大変で、一定のレベルの競技場というのは全国的な大会とかいろいろなものを誘致しないとたないのです。だから、そういう点で、一つはトップリーグが呼べるような規格の競技場で、6,000席でこれができるのかということと、その他どういうことを今の時点で、この維持、運営の点で考えられているのか。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長 6,000席でのラグビーの国内リーグ

の開催でございますけれども、県と市が中心となります釜石開催実行委員会と県のラグビーフットボール協会の連名で、日本ラグビーフットボール協会のほうに、トップリーグの公式戦の釜石開催を要望しているところでございます。正式な決定は春以降になると聞いておりますが、この実施については日本協会側のほうも、開催都市であることも考慮して前向きに検討したいというお話をいただいているところなので、今後もトップリーグの開催といったことは可能になるのではないかと考えているところでございます。

そしてあと、大会後の運営にかかわりますスタジアムの活用策という部分については、今申し上げましたラグビーのトップリーグの試合、あるいは各種の大会の誘致とか、あるいはプロスポーツや大学、高校等の合宿の誘致とか、あるいはコンサート等の各種イベント的な部分も含めて考えるほか、スポーツ施設としての日常的な県民、市民等の利活用ということが考えられるのではないかと考えておりますけれども、県といたしましては沿岸地域の振興とか、広域的な文化スポーツの振興という観点から、釜石市と連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 最後に二つ聞いて終わります。一つは津波対策、防災対策です。先日、千島海溝の巨大な地震の可能性というのが指摘をされました。千島海溝というのは、実は一番活発な地震地帯ということで、かなりの規模の地震、津波が連続をしているところで、そうすると三陸というのはその影響を受けざるを得ない。この点で、今巨大な水門もつくられているし、防潮堤もできているのですが、あとどのぐらいかさ上げされて、今のスタジアムが津波に対応するため、どういう施設になっているのか。

もう一つは、何といたっても津波というのは避難が最大の対策ですから、そういう点での津波防災対策というのはどのように考えられているのか。

最後ですけれども、恐らくあとは日本の開催はないのではないかとというぐらいのワールドカップだと思うので、私もぜひ行きたいと思いますが、例えば盛岡市から参加する場合に、盛岡市からバスつきで参加できるのが一番いいのです、朝出発して。そもそもマイカーなんかで行ったらとんでもないことになると思うので。だから、もし私がチケットを購入するとすればどういう形で、それこそ盛岡市や内陸から行きたい人たちはどういうチケットを購入すればいいのか。できればメインスタンドで見たいと思っているのだけれども、どういう形のチケット販売になるのか、お知らせください。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長** 津波避難等、災害の対策ということでございますが、防災計画の中で、外国人も含めました障がい者等への対策を行うなどとする基本方針を定めるほか、来年度策定します実施計画の中では、自然災害、それ以外のテロ災害等も含めた場合の、県や釜石市の地域防災計画につながるような情報収集や伝達、避難誘導の手順を定めて、そういった対策を万全にしていきたいと考えております。このスタジアムがありました鶴住居地区は、津波でも甚大な被害を受けた地域でございますので、そういった避難誘導対策等をしっかり対応してまいりたいと考えているところでございます。

あと、チケットの販売の関係についてでございます。今委員に御説明させていただいたのは、インターネットのチケットIDの登録等での販売がこういった形のスケジュールで行われますという御案内をさせていただきました。取り扱いができる会社は限られることにはなりますが、チケットつきのバスなり、宿泊なり、宿泊は要らなくてもバスつきのチケットも今後発売される見込みとなっておりますし、また、現在、チケットがある方々を対象に、県内の各都市から会場に向けてのバスについての検討もしております。ただ、申し込みしても、まだ席番までは指定されるものではなくて、エリアの指定しかされないのですけれども、そういった機会を捉えて応募していただくなり、あるいはセットでお買い上げいただけるという方法もありますので、よろしく願いできればと思います。

○**斉藤信委員** まず、先にチケットを買えということですね。そうすれば、バスのさまざまな手だても後からついてくると。わかりました。

それで、本当の最後の最後ですけれども、ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長が言われたように、あそこの釜石東中学校と鶴住居小学校というのは、まさに直接津波の被害を受けて、子供たち全員が助かった釜石市の奇跡と言われるところです。同時に、あの鶴住居には、防災センターに逃げて 200 人前後がそこで犠牲になったという、釜石市の悲劇のあるところなのです。私は、復興の状況を世界に感謝する、報告するという大会にもなると思うのですけれども、そうした奇跡も悲劇もあつた鶴住居地区で開催される意義は大変大きいと思うので、そういう復興について、世界に感謝し、復興の取り組みを世界にお知らせすると、教訓を返すと、そういう点ではどういうことを考えておられるか、これを最後に聞いて終わります。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進課総括課長** 釜石市で開催する意義は、そういった津波被害ということがございましたので、復興の状況と支援への感謝をお示ししていく必要があるだろうと考えておりますので、開催都市として運営することになりますファンゾーンのほうにも、そういった展示も含めて考えていってはどうかと考えておりますし、今どういう形で進めていったらいいかというところではありますが、試合そのもののときに、何らかの支援への感謝的なメッセージなどを示せるような形の取り組みができないものだろうかということも含めて、今組織委員会のほうと相談しているところでございます。

○**城内よしひこ委員長** そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** なければ、これをもってラグビーワールドカップ 2019 釜石開催について、調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**城内よしひこ委員長** ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の調査を終了いたします。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題

に関する調査結果について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局からの説明を求めます。

○菊池生徒指導課長 それでは、説明を申し上げたいと思います。文部科学省においては、昨年10月に、平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の速報値を公表しており、県教育委員会におきましても、これに合わせて県内公立学校における当該調査結果の速報値を公表したところでございます。

今回は、本調査結果の概要と、それからこれまでのいじめの認知件数の推移、その背景等の大きく2点について御説明を申し上げます。

お手元の資料についてでありますけれども、最初のページは本調査結果のいじめの認知件数についての説明資料でございます。めくっていただきまして、右上に参考と書いておりますけれども、このページ以降は参考資料として、昨年10月に県教育委員会が公表した速報値をつけております。

それでは、最初に本調査結果の概要について御説明をします。参考の1ページをお開きください。最初の文章は、本調査の位置づけと、それから目的について示しております。それ以降につきましては、調査方法等を示しております。1の(4)というものがございまして、1の(4)につきましては、七つの調査項目の定義を一覧にしたものでございます。本調査は、この定義ののっとり実施しております。2ページから4ページ、文章が書いてありますが、これは5ページ以降の調査結果の概要を文で表現したものでございます。

では、七つの調査項目のポイントについて御説明を申し上げます。5ページをお開きいただきたいと思っております。まず、暴力行為の状況についてであります。1は校種ごとの暴力行為の発生学校数と発生件数の一覧でございます。発生件数の合計は、378件であり、前年度より140件増加しております。小学校の発生件数をござんいただきたいと思っております。小学校の発生件数は、平成28年度は237件でありまして、前年度よりも137件の増加となります。よって、小学校の増加が全体の件数の増加の要因となっております。

では、どのような暴力行為がふえたかと申しますと、6ページ(4)の表がございまして、ここの小学校の欄をござんいただきたいと思っております。平成28年度、対教師暴力というのが84件、前年度より61件の増加、同じく生徒間暴力は144件で74件の増加、この二つを加えますと228件であり、前年度より135件の増加となりますので、この二つの暴力の形態が増加になった原因となっております。

次に、いじめの状況について御説明いたします。8ページをござんいただきたいと思っております。(1)、いじめの概要についてであります。合計が5,750件でありまして、前年度よりも2,476件の増加であります。全ての校種におきまして発生学校数、認知件数が前年度よりも増加しております。特に小学校のいじめの認知件数は4,437件でございまして、全体に占める割合は80%となっております。

次に、(2)の過去5年間のいじめの認知件数の推移においても、小学校の1校当たりの認知件数は13.3件でございますので、他の校種よりも認知の度合いが高く、加えて全国の平均よりも高い数字となっております。

9ページをごらんください。(4)の児童生徒の相談状況についてであります。全ての校種において学級担任に相談というのが最も多くなっております。

次に、(5)、いじめの対応につきましては、これも全ての校種において、冷やかしやからかいというのが一番多くなっているものでございます。

(6)のいじめの現在の状況につきましては、合計5,750件中4,969件が解消しており、その解消の割合は約86%となっております。

10ページをごらんください。10ページにつきましては、各学校における日常の取り組みを一覧にしたもので、11ページにつきましては本調査を開始した昭和60年度からの一覧を示しております。

次に、長期欠席（不登校等）の状況について御説明いたしますので、12ページをお開きください。(1)は理由別長期欠席者数の一覧、(2)は不登校児童生徒数の過去5年間の推移でございます。全ての校種において、過去5年間の結果は全国を下回っております。中学校におきましては、これも全国の傾向と同様なのですが、平成24年度以降、人数、比率とも増加の傾向にございます。

13ページをごらんください。では、不登校の要因は何かという調査の表でございますが、表中の学校、家庭に係る要因（区分）というのがありまして、その右のほうに、右から二つ目であります。家庭に係る状況の欄をごらんください。小学校において、183人中109人がその家庭に係る状況、割合にしますと約60%。同様に中学校をごらんいただきたいと思いますが、不登校の生徒876人中356人で、占める割合は40%くらいになっています。高等学校全日制におきましては、296人中83人で、割合は28%。同じく定時制におきましては、81人中36人で、45%というのが家庭に係る状況となっております。

次に、本人に係る要因というのが今度は縦にございますけれども、全ての校種において、不安の傾向があるというのが最も多い結果でございました。

14ページをお開きください。14ページの一番上、(6)、指導の結果、好ましい変化が見られた児童生徒数の割合でございますが、好ましい変化が見られた状況、全ての校種においてその割合が前年度よりも増加しているという状況でございます。

次に、高等学校中途退学者の状況について御説明いたします。15ページをお開きください。(1)は、中途退学者数と中途退学率の過去7年間の状況でございますが、中退数の合計251名及び中退率0.86は、過去最少という結果となっております。(2)は、全日制の学科別・学年別の退学者数、(3)は理由別の退学者数であり、退学の理由の約3割は学校生活・学業不適応、約2割は進路変更となっております。

なお、自殺、出席停止、教育相談の状況につきましては一覧にはございません。4ページに文で記載をしておりますので、御参照を願いたいと思います。

以上が本調査結果の概要についての説明でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○菊池生徒指導課長 大変失礼しました。もう一点、大きな説明を落としておりました。

一番最初のページをお開きいただきたいと思います。いじめの認知件数の推移等についてでございますが、まずグラフをお示ししましたが、このグラフでおわかりのように、平成18年度と平成24年度が高い数値となっております。これはどちらの年度においても、いじめを苦にして自殺した事案が発生して社会問題が起こった、そういう年でございます。また、平成18年度及び平成24年度の次の年度からは認知件数が下降しているということがごらんいただけるかと思えます。国においては、このような結果となった要因の一つとして、学校におけるいじめの認知の感度が低下しているのではないかという指摘をしております。

次に、2、国の取り組みでございますが、社会問題となった翌年度からいじめの認知件数が減少するということを踏まえまして、国におきましては、いじめ防止対策推進法を策定し、いじめの定義を表のように定め、従前の定義よりもいじめと捉える概念を広くしております。また、この法をもとに策定したいじめの防止等のための基本的な方針によって、学校等が果たす責務を示しております。

次に、3、本県の取り組みでございますが、このような国の取り組み及び本県で発生いたしました痛ましい二つの事案を踏まえまして、その表にあるような取り組みを継続的に実施してきております。そして、いじめ問題対策の充実を図っているところでございます。

国におきましても、本県におきましても、いじめの認知件数が増加するという事は、いじめの定義の理解が浸透して、そしていじめの積極的な認知が進んでいるものと捉えており、肯定的に考えております。本県の1校当たりのいじめ認知件数が国の平均を上回る状況となったのは、全県的に全ての校種及び関係機関等において、本県で発生しました過去の痛ましい事案等を教訓として、いじめ対策問題に取り組んだ結果と捉えております。

最後に、4番、今後の対応であります。本調査結果において、約2割の学校において、いじめの認知がなされていないということを踏まえまして、改めて各学校のいじめ防止対策の実態を確認しまして、市町村教育委員会と連携を図りながら、支援、助言等を実施する必要がありますと考えております。

あわせて、いじめの中にはSNS等の不適切な使用等も散見されることから、情報モラル教育の一層の充実を図るなど、今後もいじめ問題の未然防止と解決に向けた早期対応、丁寧な対応等の取り組みの一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 丁寧な説明をいただきました。それで、最初に今説明のあった暴力行為なのだけれども、これが全体でも、特に小学校で大幅にふえた、いじめ認知の感度が高まったというように私もわかるけれども、暴力行為が大幅にふえた要因、背景は何なのか。

○菊池生徒指導課長 特に小学校の暴力行為というのがふえております。捉え方としましては、大きく二つの要因があるのではないかと考えております。その一つは児童の資質に

係ること、二つ目はいじめの積極的な認知ということです。

最初の児童の資質に係ることをございますけれども、お手元にはないのですが、もう少し詳細にデータを見ますと、暴力行為の件数が多い県内小学校3校の合計の暴力の件数が130件となっております。全体の55%を占めているという状況で、その当該の教育委員会に聞き取りをしたところ、どんなことかといいますと、特定の児童が自分の感情をコントロールできずに、教師や他の児童を軽くたたいたり蹴ったりするという行為を何度も繰り返したということで、1人の特定の児童であります、その子がほぼこの件数の数に入っているという状況でございました。

もう一点のいじめの積極的な認知でございますが、これは本調査において、いじめの認知が小学校で大体4,500件弱あり、その中で前年度と比べれば2,000件ふえております。今回調査から、いじめの認知にかかわっては、けんかとかふざけ合いも加えてくださいと調査の内容が変更となりました。よって、けんかやふざけ合い等の認知もいじめの件数に含まれております。ですから、けんか等においては、その暴力行為が、つまり生徒間暴力が学校において認知され、ふえたものと。よって、先ほど対教師暴力、それから生徒間暴力が小学校でふえたといったことがございますが、この二つの背景があるというふうに捉えております。

○斉藤信委員 三つの小学校で130件ということでした。児童が自分の感情をコントロールできない、これはよくある話なのです。恐らくその背景があるのだと思います。感情をコントロールできない子供たちって少なくないのだけれども、それをどう受けとめて対応するかということが問われている大問題だと思うのだけれども、この三つの小学校では、学校の対応に問題なかったのか、これが一つ。

あともう一つ、いじめの認知が進んだというかわりだということは、私もそのように思います。同時に、教師に対する暴力も23件から84件にふえているのです。件数からいくと激増しているのです。これはどういうことなのか。今までは認知しなかったけれども、今回積極的に認知したということなのか、教師に対する暴力がふえたのはなぜなのか、この2点お聞きします。

○菊池生徒指導課長 お尋ねの2点についてでございます。

まず最初に、学校の対応についてでございますけれども、学校においては組織的な対応がなされておりました。つまりその児童の特性を共通理解し、校内研究会等を開きながら対応していたと。蛇足になりますけれども、学年が進むにつれて、このような形の暴力の件数は減っておりますので、発達段階の面も一つの側面としてはあるのではないかと思います。

それから、二つ目、対教師暴力がふえていることについてでございますが、先ほど児童の資質にかかわるというところで、例えば教師がけんか等をとめに入った場合、感情的に、またはコントロールできずに、教師をたたく、蹴るというふうな行為がある。これについては、いじめの認知の感度が高まったのと同時に、暴力行為に対する認知も高まったと捉

えております。

○**斉藤信委員** わかりました。私は、いじめの激増と暴力行為がふえたというのは、かなり関連があるのではないかと、このように思います。

それで、次にいじめの問題についてお聞きしますけれども、小、中、高、特別支援学校を合わせて前年から2,476件ふえていて、5,750件と、これは1.75倍なのです。そして、これは件数ですから、いじめというのは、いじめを受ける児童生徒は1人だけでも、いじめるほうは2人、3人なわけです。そうすると、これにかかわる子供たちというのは、単純に約3倍以上だと思います。約1万7,250人になるのです。2万人近い子供たちがいじめにかかわっている。ある専門家の調査だと、いじめている子供の7割は罪悪感を感じていると。だから、そういう子供たちも悩みながら、そういう行為に走っている。

私は、いじめが積極的に認知されたということは評価しますが、同時に5,750件という、まだ2割の学校が認知していないという問題、これはこれでまた別問題としてありますけれども、いじめの問題が大変深刻な、子供たちや学校にとって本当に深刻な課題だということ浮き彫りにしているのではないかと。今回そういう点で、認知が積極的に進んだことと同時に、いじめの問題が子供たちにとっても学校にとっても本当に重要な緊急の課題だということ浮き彫りにしているのではないかとと思いますが、この点の認識はどうか。

○**菊池生徒指導課長** 委員御指摘のとおり、過去において、いじめの認知件数は非常に少なかったと。しかし、過去においてそれがなかったかといえば、そうではないと考えております。過去に見えなかった部分の認知が現在本県では進んでいるものと。よって、この5,750件という件数は、高いと捉えることもありますが、次としては、これをきちんと未然に防止をして、健在化した部分の件数を今度是对応として減少させるような、そういう対応をとっていくべきものと捉えております。

○**斉藤信委員** 私はこの点で、文部科学省のいじめについての定義は現象の定義だと思います。どういう現象がいじめに当たるかということ。しかし、本質は何かというと、いじめというのは暴力であり、人権侵害ということなのです。守られなければならない子供たちの人権を侵害すると、私はそこに一番の問題があるのだと思うのです。子供たちの人権というのは、何があっても最優先して守らなくてはならない。それが学校だと思うのです。しかし、それがいろいろな、今は競争教育の問題もある、管理主義の問題もある、子供たちの家庭の問題もある、そういう中で、いわば他人に対する攻撃というものがゆがんだ形であらわれたのがいじめだと、このように指摘する専門家もいます。いわば、他人に対する攻撃という本質的なものがゆがんだ形で、いろんなストレスその他で発散される問題だと指摘する専門家もいますけれども、そこでこのように激増している中で、子供たちの命にかかわる重大事態、もう一つはいじめによって30日以上長期の不登校に陥っている、これがいじめ防止法による重大事態です。これが平成28年度は、どういう件数だったのか。そして、この重大事態の特徴、内容はどのようなものなのか示してくれますか。

○菊池生徒指導課長 平成28年度のいじめ重大事態にかかわっての件数でございますが、小、中、高等学校と合わせまして、22件でございます。

そして、その特徴と申しますか、委員がおっしゃいます第1号該当が11件、第2号該当も11件という内容でございました。特徴としましては、それぞれケース・バイ・ケースではございますが、昨年度と比べまして重大事態がふえているというのが一つの特徴であろうと。ケースの個別の内容につきましては、差し控えさせていただきたいと思っております。

○斉藤信委員 いじめ防止法に基づく重大事態というのは、私は文字どおり、子供たちの人権が本当に脅かされたという事例なのだと思うのです。それで、きょうは審議があるので、県教育委員会にかかわるものだけ、どういう事例だったのか、学校がどのような調査結果をしているのかという資料もいただいて、読みました。県教育委員会が所管するのは基本的には高校ですから、小、中学校というのはまた違ったあらわれ方をしているのではないかと思うのですけれども、高校の関係で、いじめ防止法制定以来の重大事態を見ますと、特徴的なことだけ言います。一つは、退学で解決されていると、残念ながら。だから、本当に安心して学べる学校をつくらずに、別な学校に行かざるを得ないという形で解決されているのが多数でした。私は、それでいいのかと。

もう一つは、いじめ防止法制定以来、重大事態についてはかなり緻密な調査されているのですけれども、当事者、父母が同意しないと生徒の調査をしないと。これでは本当にいじめの実態というのは明らかにならないのだと思うのです。だから、これは本人や家族の気持ちは大切にしながら、きちんといじめの実態の調査をやって、そこを明らかにしてこそ生徒全体の教訓になるし、学校の生まれ変わりというか、学校の改革にもなるのだと思うのですが、残念ながら、当事者、父母の同意が得られなかったために生徒の調査はしなかったというものが多数でした。これは、やっぱり調査で実態を明らかにしなかったら教訓も何も出てきませんよ。そして、加害者に対する指導が大変不徹底だと。結局調査をしない、いじめの実態を明らかにしなかったら、本質的に加害者の責任は問われないわけなのです。それが二つ目の特徴でありました。

そして、三つ目は、いじめの対応なのだけれども、タイマン張って暴力行為というのが、1件ありましたけれども、ラインでの陰口、悪口、これで自殺未遂をしたとか、学校に来られなくなったというのが高校の場合でも特徴なのです。だから、からかいとか悪口とかというと、何か軽いように思うけれども、そのことによって生徒が孤立させられると、本当に学校に行けなくなる、自殺未遂まで起こしてしまう。この重大事態というのは、そういう意味でいろいろなケースがあるのだけれども、県教育委員会全体がこれをしっかり受けとめて、この事例の教訓をどう生かしているのかと。

もう一つは、常設の第三者委員会があるわけですが、しかし、重大事態については、常設の第三者委員会に1件しかかかっていないのです。私、常設の第三者委員会の設置のとき、反対したのです。一つ一つの案件で第三者委員会をつくって、責任を持ってやるべきだと。ところが、常設だといつでも対応できると言いながら、そこにかかわっていないのです。

そして、2年間の任期が切れたから、今度委員が変わりますと。やっぱり第三者委員会でこういう重大事態についてはきちんと報告をされ、そこで全県的な教訓を返すということが必要なのではないかと思いますけれども、この点について伺いたい。

○菊池生徒指導課長 今御指摘の重大事態というのは、本当に大変な事態、非常に悲しい、痛ましい事態と捉えております。その教訓についてであります、平成28年度におきましては、県として三つの重点をお示しして、県内各学校に取り組みをお願いしたところがございます。その三つというのは、痛ましい中学校の二つの事案、これが大きな教訓になっておりますが、一つは情報をきちっと共有しましょうということ、そしていじめを積極的に認知しましょうというのが二つ目、そして三つ目は組織で対応しましょうという、これが平成28年度の県の施策として、重点として、三つ、これをとにかく県内の学校で取り組みましょうというのがございました。

そして、我々のほうには高校の重大事態の報告書等が参りますので、それらも含めて、平成29年度についても三つの重点ということを掲げております。その一つは、自殺防止の研修等をやりましょうと。それから、二つ目は、情報の共有はもちろんですが、情報をきちんと提供していきましょと。例えば本校のいじめ防止の基本方針はこういう内容で、こうやりますよ、対応をこうしますよということを発信しましょとというのが二つ目。そして、三つ目は、児童生徒の取り組みを活発にして、教員だけではなくて、学校全体としてそういう取り組みを進めてまいりましょとというのが3点でございます。委員がおっしゃられた受けとめと、それから教訓をどう生かすかということについては、このような形でイメージをし、各学校等にお示したところがございます。

それから、二つ目でございますが、第三者委員会にかかっている部分の1件ということでございますけれども、いじめ重大事態にかかわる調査につきましては、国のほうでガイドライン等が示されております。その中で当該の、つまり被害の児童生徒、保護者等が学校の調査に、きちんと調査されていますよということで了解を得た場合には、第三者委員会を開催しないでよろしいとなっております。ただ、委員御指摘のように、重大事態をどう捉えて、今後どのように持っていくべきかという部分につきましては、条例上におきましても、いじめ問題対策委員会の所掌事項の一つとなっておりますので、この部分をどのようにとり行っていくかというのは、今後検討していくものと認識しております。

○斉藤信委員 いじめ重大事態について、改めて学校で調査するということは、もちろん当事者なので大事です。同時に、学校で調査した場合も、その調査結果について第三者委員会が検証すると、そして全県的ないじめ対策に生かしていくという、そこに常設した機関をつくった意味があるのだと思うのだけれども、その点はぜひ検討していただきたい。

それで、私はさきほど言いましたけれども、9ページのところで、冷やかし、からかい、悪口、おどし文句、嫌なことを言われる、これが小学校でいえば2,499件、全体でも3,313件で一番多いのだけれども、これは決して軽いいじめではないのだということなのです。これでいじめ自殺だとか、自殺未遂だとか、不登校に追い込まれているのが実態ですから、

私はそこが何か、軽いのが多いのですよという認識では絶対ないと思います。

これは、ある先生が、いじめられた経験について全国的な調査をしたところ、小学校では48.9%、中学校では35.3%、高校では29.3%、全体で38.4%がいじめられた経験があると。いじめた経験というのは31.7%なのです。だから、かなり多くの子供たちがいじめられた経験があり、またいじめた経験も持っている。

そして、もう一つ、私は本当に深刻だと思ったのは、いじめられたときにつらくて死んでしまいたいと思ったことはありますかという設問に対して、思ったことがあるが35%だったと、3人に1人です。だから、子供たちにとっては、いじめというのは本当に命にかかわる問題で、思春期の特徴というのもあるのですけれども、だからそういう問題として、このいじめについて本当に積極的に。平成28年度の重点課題もわかりました、平成29年度の重点課題もわかりました。恐らく平成29年度は、平成28年度の重点課題も継続してということでない、1年でこんなに変わるわけではないので、あわせて平成29年度の重点課題があるのだと思うけれども。

それで、私は改めて矢巾町の中学2年生の自殺事件について、調査報告書を丹念に読みました。学校の対応についてということで、かなり厳しい指摘がされております。いわば生活記録ノートで2年間、6回にわたって死にたいと、こう訴えていた。その訴えが共有されなかった。私は、子供が死にたいと担任の先生に訴えるということは、一定程度の信頼関係があったのだと思うのです。普通はないのです。死にたいということを担任の教師に訴える例って、今までのいじめ自殺ではないのです。だから、これは本当に特異なケースだと思うのだけれども、一面そういう信頼関係がありながら、それを深刻ないじめであり、自殺の危険と受けとめられなかった。だから、情報共有もされなかった。情報共有がされなかった要因には、学校の体制もありました。いわば上司に信頼感を持って相談できなかった、こうも言っています。ここはきちんといじめ対策委員会もできて、いじめ防止対策方針もあるのです。しかし、全くこれは取り組まれていなかった。

もう一つ、ここで指摘しているのは、1年前に滝沢市で自殺事件があったわけです。あの報告書が全然受けとめられていなかったということなのです。前の年に滝沢市において本当に残念ないじめ自殺がありながら、その報告書を各中学校にも届けながら、それを受けとめていなかった。私、受けとめていなかった学校はもっと多いと思います。

だから、そういう意味で、今重点課題はいいのですけれども、この報告書そのものは膨大なもので、本当に丹念な調査をやったなと思っています。ただ、結論については極めて問題があります。丹念な調査でいじめは認定しました。いじめは希死念慮の一因だと。ところが、自殺との関係については断定できないと。私、これは第三者委員会の責任の放棄だと思います。いじめの原因、自殺の原因を調査するのも委員会なのです。いじめと認定していながら、それがここの中では、かなり系統的ないじめによって子供は追い詰められたと、そこまで書きながら、自殺する3日前の動向がわからないと、断定できないという。私は、これは残念ながら責任回避の調査結果ではなかったかと思いますが、しかしここで

解明された学校の問題やいじめ対策の問題については、大変重要な提起があると思いますけれども、これは実際に学校の現場でどのように受けとめられているのか、やられているのか、その点はどうでしょう。

○菊池生徒指導課長 矢巾町における、いわゆる第三者委員会の報告につきましては、中身を私どもも見させていただいたところでございます。委員御指摘のとおり、情報共有がなされていなかった、学校としての組織対応がなされていなかったというところは大きな指摘事項でございます、それにつきましては平成28年度の重点に教訓として盛り込んでいたところでございます。

学校でどのような取り組みがなされているかということでございますけれども、まずはこの報告書における当該校につきましては、いじめの認知に係る定義の部分をきちんと情報共有し、そしてカードに記載して、それを集計する等の小さなものも見逃さないという姿勢で取り組んでおりますし、会議のほうも定例化して、そのあたりの情報共有も図っていると聞いてございます。

県内各学校におきましても、いじめの認知にかかわって、定義の理解については進んでいるものと思っておりますが、まだ不足の部分もあると思っておりますので、そのあたりにつきましては、今回のいじめ問題の県の基本方針を改定したことも踏まえまして、きちっと全体を把握しながら対応していきたいと思っております。

○斉藤信委員 滝沢市の中学校での第三者委員会の報告、そして矢巾町における、二つの報告があるわけです。今学校で大体年に2回ぐらい以上は研修があるわけです。やっぱり具体的な事例からしっかり学ぶということが大事だと思います。具体的な事例から、自分の学校の問題として受けとめてやっていく必要があるのではないかと。私も何度か矢巾町の教育長にお会いして、その後の取り組みを聞いてきました。矢巾町は、本当に真剣にこのことを検証、反省をして、今生徒指導課長が言われたように、生徒指導個別カードによる情報共有というのをやっているのです。

私は、いじめの対応でとても大事なものは、いじめ調査でも、どの案件がいじめかどうかという認定をすることです。しかし、いじめというのは、切り離されて認定するものではないのです。矢巾町の調査結果もそうなのだけれども、一定の経過の中で蓄積されたときに、それがいじめになるのです。だから、矢巾町では、生徒指導個別カードで気になることを書いて、それが積み重なって、子供の変化とか、いじめというような認定をしているのです。そして、そのカードは学年でも、そして校長も目を通すと。矢巾町には2人のいじめ相談員がいて、このいじめ相談員が学校を訪問して、それを見てアドバイスをしたり、対応もしています。そういう意味でいくと、このぐらい本当に徹底して、いろいろな気になることをきちんと書きとめながら、いじめを未然に防止していくという取り組みが大変大事なのではないかと。

そして、そのためには、何といたって、先生に余裕がなければだめですよ。先生が多忙だと言われている状況で、そこまで求めるのは本当に酷だという感じがあります。だか

ら、生徒一人一人に寄り添って、そういう小さな変化もつかみながらやれるような学校の体制を、教員の状況をどうつくっていくのか、これは本当に今々具体的に解決していく課題だと思いますけれども、いかがですか。

○高橋教育長 子供たちが学校教育をしっかりと受けられる環境をつくっていくということと、それから子供たちの安心、安全を確保するということがまずもって学校教育に求められている基盤であるというように考えております。そして、教育は、日々教職員によって、子供たちに向き合いながら行われているということで、まさに教育は人なりでございます。教員の資質、そしてまた教員の力というものが極めて大事であるというように思っています。

ただいま委員から御指摘のございました教員の多忙化の問題についても、これは教員が余裕を持ちながら、子供たち一人一人の行動を見ることができて、そして寄り添う教育をしていくということは、これからの社会をつくっていく子供たちをしっかりと育てていくには、これは極めて重要な視点というように思っています。

この教員の多忙化問題についても社会問題化してきておりまして、人づくり革命の中でも大きなテーマということになっています。そして、本県の実態も、まさにそのような状況にあるというように考えておりまして、現在教育行政、それから学校教育、それぞれ何をすべきかということ、この解決に向けた取り組みが喫緊の課題というように考えておりまして、今年度もさまざまな議論を行ってまいりますけれども、来年度以降、これまでに増して着実に進むような努力をしていきたいというように考えております。

○斉藤信委員 これで最後にします。不登校のことを最後にお聞きをしたいと思います。12ページのところで、長期欠席（不登校等）の状況というので、不登校は小学校で183件、中学校は激増して876件、高校377件、合わせて1,436件と。私、この数もまた大変深刻なものではないのかと。不登校にかかわるさまざまなNPOの方々に聞きますと、やっぱり背景にいじめがあると、共通して指摘をしています。いろいろな要因があるのだけれども、その要因の中にいじめがやっぱりあるというように指摘をされております。

特に中学校で876件という、この激増する問題はなぜなのか。これへの特別の手だて、対応はどうなっているのか。高校でいうと377人ということは、二つの小さな高校がなくなるぐらいの規模です。要因として、家庭に係る状況とあるのだけれども、今子供たちをめぐる状況は大変だと思うのです。家庭の状況はあると思うのです。ただ、家庭に問題があっても、学校がそういう子供たちを受けとめる、学校に希望が持てるようなものになくなくてはならないのではないかと思うのですけれども、この点について不登校対策ということで、中学校の激増の問題とあわせて県教育委員会の対応策をお聞きします。

○菊池生徒指導課長 中学校の不登校の生徒が増加したということについてでございますけれども、委員御指摘のとおり、家庭に係る要因というのももちろんございますし、それから本人にかかわる問題というのもございます。この調査結果からいいますと、本人に係る要因で最も多いのは、不安の傾向といったものでございまして、約3割くらいがそこ

に当たります。もう一つは、無気力の傾向というのが30%。ですから、この二つを合わせますとほぼ64%となっております。また、家庭に係る状況につきましては全体で約41%。そうすると、これを足しますと大体7割くらいがこういう要因において不登校になっていると捉えております。

よって、この不登校の対応につきましては、保護者の御理解と、そして御協力を得た上で、学校として、その子供たちの無気力、無関心というところを教育相談等によって改善していく必要があると思っておりますので、まず1点、手だてとすれば、教育相談体制の充実をさらに図るということ。そして、毎年9月に心とからだの健康観察という全県の悉皆の調査をしており、それらを教育相談の一つのツールとして今活用できる体制になっておりますので、これをより一層進めていくと。

もう一点につきましては、不登校がなぜふえるかといいますと、新しく不登校になる生徒がどんどんふえてきているからということが大きな原因でございますから、未然防止のためにどのように学校が取り組めばいいか、そして行政がどう取り組めばいいかということ、今国立教育政策研究所の委嘱を受けまして調査をしており、本年が1年目でございます。滝沢市をモデル校区として実施しておりますが、それらを検証しながら、そういう部分を含めて未然防止、それから現在の対応等を進めてまいりたいと考えております。

○田村勝則委員 私の考えと斉藤委員の今のお話はほとんど一致するところで、私の認識もそのとおりでございます。ただ1点、矢巾町の事案の話が出ました。私もあそこに当時、スポーツのほうのお手伝いで行っていたのですが、先生にお聞きしたならば、いろいろな厳しい状況もある中で、都内のある、私も尊敬するカリスマ先生の生きる授業というのをあの子が自殺する前にしたそうです。ところが、残念ながら、その子は欠席だったそうです。そういうことで、私は去年の11月に都内に行って、もう一度確認をしてきましたけれども、残念ながら欠席だったというので、その先生も、私の話を聞いてもらえればああいうことにならなかったかもしれないと、非常に残念がっております。3月にまた講演に来られるという話もお聞きしておりますが、まだまだ終わったことではなくて、当該の中学校も、今現場では一生懸命取り組んでいるという状況であろうと思います。

そういう中で、先ほど私もそのとおりだなと思ったのは、高校の問題も退学によって実は解決しているのではないかというような、私も残念なそういう思いをした事例が、一つだけありました。私の町内の子供が、ある高校を退学した年に17歳で自殺をして亡くなりました。学校の責任は、退学した段階で問われないわけですがけれども、残念ながら不登校になり、あるいは退学になり、そして自殺にまでつながっているというようなこともあったりして、実際の真の原因というか、自殺のその中身は本人でないとわからないわけですがけれども、そういうことがたまたま経過としてあるということを思うときに、ある高校では、最近の話ではないのですけれども、3年ぐらいたちますか、1クラスで40人しかいないのに1年で10人退学してしまったという話も聞いています。そういうことになると本当に一人の人材というものが失われていくと、あるいは人生もつまずきっ放しで終わるとい

うのは非常に残念なことだと思いますので、県教育委員会としても一生懸命対応しておられるわけですが、なるべく安易に退学というようなことのないような対策をしっかりととっていただきたいし、不登校についてはいろいろと対策もしておられるわけですが、早目の対策というのが何よりも大事ではないかと思っておりますので、その点についての御所見をお聞きして終わります。

○菊池生徒指導課長 いじめ重大事態にかかわっての退学というお話があったわけですが、平成28年度調査で県立の高等学校におきましては、件数では11件、人数でいいますと10人ということになっております。この10人がその後どのようなことになったかについて、まず御報告を申し上げたいと思っておりますが、この10人のうち同じ学校で進級をして、通常の学校生活を送っているという生徒が4名、それからほかの学校に転学をして、転学先できちんと通常生活を送っているというのが4名、そしてその学校を卒業した生徒が2名、合計10名でございます。御指摘のありました退学につきましては、平成28年度調査においてはありませぬし、また平成27年度調査においても同様の結果となっております。

ただ、委員御指摘のように、早目の対応、そしてその子の進路も考えた、見通しも考えた、そういう対応というのは非常に重要なことであると思っておりますので、今後もそのことにつきまして引き続き支援、それから指導等をしてまいりたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員 私も質問させていただきます。資料の5ページの、まず暴力行為の状況のほうで、小学校の発生件数237件で、そのうち130件が、先ほどの説明の中で、3校の中で特定の子供が要因でふえたという説明がありました。これは多分発達障がいとか、そういった関係のことも関連して、そうした暴力行為が、暴力というよりもコントロールできなくてということだと思うので、発達段階のことなのかと理解をしておりますが、そうしたときに、どのようにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方がかかわっていらっしゃるのかについて、今の現状と、それからまだそういった段階までいなくて130件になったのであれば、今後どういう形でかかわりを持たせていくというような方向性を考えていらっしゃるのかという点が1点です。

もう一点は、8ページのいじめの状況のほうに行きますけれども、小学校の認知件数4,437件、隣の9ページに、いじめられた児童生徒の相談の状況の中で、学級担任に相談というのが2,719件、複数回答可なので、大体半分ぐらいは学級の担任に話をしているけれども、その半分ぐらいは、もしかすると担任ではなくて違う方法でというように理解をしていますが、いじめ発見のきっかけのスクールカウンセラー等の発見が4件で、児童生徒もスクールカウンセラー等の相談員に相談が33件で、結構少ないなという印象を受けました。

私にも今多感な小学校の時期の子供がいて、子供から言われたことを親が学校に言うというのも結構ハードルが高いなどは思っています。学級の担任の先生との関係がどうかではなくて、いじめを受けているとか、何かをしたとかという、マイナスなことを告白することなので、子供も自分が要因かもしれない、いじめを受けているのは、

その人だけが悪いと思っっているわけでもないわけで、ネガティブなことを話すのは結構ハードルが高くて、そこであえてスクールカウンセラーの方がいるのだらうという認識でいたのですけれども、その点について、カウンセラーの方に対する相談の件数が少なく、今後、担任にも言えない、両親にも言えないというような子たちの受け皿をどのように考えていらっしゃるのかという点について、2点目お聞きしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 暴力の行為にかかわって、小学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用についてでございますけれども、スクールカウンセラーは現在小学校には68校に週1回の配置をしております。そして、そこに支援に行けるスクールカウンセラーを124校の中学校に配置しているのですけれども、その部分はその学区の小学校に行き対することができるといふ体制を今つくっています。ですから、およそですが、今、3分の1から半分くらいの学校では、ある程度使える環境にはあります。

それから、今後につきましては、数の部分、やはりマンパワーの部分というのにも拡充を図りたいとは思っておりますが、第一義に、学校の先生方のところできちんと子供たちを見取るということがまず第一にあると思っております。

次のいじめにかかわって、スクールカウンセラーへの相談が少ないという部分と関連しますが、やっぱり子供たちにとっては、最初に担任の先生、近くにいる先生、または養護教諭等、毎日一緒に暮らしている方に相談するということが多い。そして、スクールカウンセラーは、これは専門家の立場ですから、そういう先生方が対応できないときに、先生方にアドバイスをするというのが今のスタンスでございます。ですから、カウンセリングをもちろんやっておりますが、子供が直接スクールカウンセラーにというのは、対象となる子供たちが非常に少なくなるのです。ですから、第一義に先生方に、コンサルテーションというのですが、レクチャーもして、こういう対応をしましょうということを中心に情報も共有しながら行って、その中でも重篤なものはスクールカウンセラーがきちんと対応するという、重層的な取り組みをしているところであります。

加えまして、10ページをお開きいただきたいのですが、学校におけるいじめの問題に対する日常の取り組みの推移というのがございまして、上から5番目、スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図ったという部分、これが全学校数に占める割合が83.3%、昨年よりもおよそ7ポイントくらい伸びております。ということは、学校においてはそういう活用が進んでいるものと捉えております。

○ハクセル美穂子委員 今岩手県としては、まず学校の担任の先生が受け皿となって、それよりも重篤な場合はスクールカウンセラーという形での体制だと。そのやり方ももちろんよろしいのではないかと思うのですが、私としては、学級担任に言える子供も、実際に言えるようにしていると思うのですけれども、中には言えない子供も必ずいると思うのです。100%の子供が学級担任とそういうネガティブなことも言えるような信頼関係が築けていればいいのですけれども、何事も100%というのはなかなかないものですから、ただその

ときに発達障がいとの関係もそうですが、親も結局悩んでいるわけです。子供からそういう事例の話を知ったりとか、自分の子供がいじめられているかもしれないという兆候を見たときに、でも本当にそれがいじめなのか、それとも実はそこまで深刻ではないのかという判断がなかなか最初は難しいと。それを相談できる場所とか、学級の担任の先生にすればいいのですけれども、なかなか相談できないもので。小さい小学校は、カウンセラーに会うこともほとんど、私の場合もほぼないのですけれども、相談員がいる場合も余りないと。そのときに、では誰に相談できるのかなというところの体制をもう少し明確に提示してもらっていると、困ったときに相談できる体制になるのかなと思います。今の体制がどうだということではなくて、もう一つの相談できる体制、学級の担任の先生はもちろんいいのですけれども、それ以外にも養護教諭とか、共働きで学校に行かない方とかも結構いると思うので、そういった方がどういう悩みの相談ができるのかとか、そうしたところをどう集約するかなども今後ぜひ研究していただきたいと思っております。発達障がいもありますので。これは意見としてお話しして、終わりたいと思います。

○城内よしひこ委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小西和子委員 まず、暴力行為についてでございますけれども、私も片手におさまらないくらい元気な生徒を担当したことがあるのでよくわかるのですが、先ほどハクセル委員がお話をしたとおり、発達障がいの児童生徒の割合が高いのではないかと、私も担任をさせていただいた身としてはそのように捉えました。医療につなぐ何らかの体制をとっているとは思いますが、どうなのか。以前であれば、小児精神科医の人数が少なく、そして一般の医師たちではわからないので、それを中央に行ってもらって研修を積んでふやすというような、そういう体制になってまいりました。そういう医療につなぐという体制についてはどのようになったのかということをお伺いします。

それから、暴力行為につきましては、沿岸と内陸の特徴について伺いたいと思うのです。震災後に誕生した子供が大変情緒不安定であるということが指摘されております。県教育委員会としてはどう捉えているのでしょうかということ。だからこそ、沿岸部では加配がまだまだ必要なのです。加配をきちんと手当すべきだということですよ。

それから、続けていじめについてお話をさせていただくのですけれども、担任に相談というのは当たり前のことです。でも、教職員は大変忙しいのです。相談したくても相談できないことってたくさんあるのではないかと思います。本当に給食をとるのも、私も5分間でとって、あとは胃薬を飲む生活を何十年もしましたけれども、ましてや中学校はもっ

となのです。矢巾町の話が出ましたけれども、大変忙しい職場であったし、あと不幸にも亡くなられた生徒以外にも、今々大変だという生徒もいたと聞いております。だから、家庭的にも大変な生徒たちが学級の中に複数いるわけです。そういうこともありますので、生徒と向き合って、しっかりと話を聞くという体制をつくるためにも、働き方改革というのが大事だと思っております。その答弁につきましては、先ほど斉藤委員に教育長がお話しされましたけれども、そのほかに何かありましたらお願いいたします。

それから、その生徒はお母さんと離れて暮らしていましたから、担任の先生をお母さんのように慕っていたと私は聞いておりますし、矢巾町議会議員の方から聞いたのですが、その日、おじいちゃんからお小遣いを前借りして、それを握って盛岡駅に行って、お母さんは東京かな、そこに行きたいと思ったのだけれども、お金が足りなくて、矢幅駅に行ってああいうことになった。お母さんに会いたくて、会いたくて、しょうがなかったのではないのかと聞いております。これは多分矢巾町議会等で明らかにされたことだと思うのですけれども、本当に余りにも気の毒な話だと思っております。

不登校のことについても、まとめてお話をさせていただきます。不安とか無気力ということの項目が要因として挙げられておりますけれども、私の知り合いの子供も、あるときから学校に行けなくなったということです。それは何かというと、今学校では次から次と学力テストに向けてのさまざまな課題が学年を追ってあるわけで、終わったなと思うと次、終わったなと思うと次。以前にも言いましたけれども、宿題にまで出されるということで、そこは改善されたのかなとは思うのですけれども、そのところで次々と課題が出されて、その子供のお母さんは、一回つまずくと、もうだめだと諦めてしまっ行って行かないのかなと言っておりました。そういうことが小学校でもあり、中学校でも続いているように見受けられます。

それから、家庭に係る状況ということがかなり多いわけですが、確かに子供の貧困等でここに挙げられているような中身が言われるのだと思うのですけれども、では教育委員会としては、他部局とどのように連携をとってそのことに対応していくのか。これは教育とは関係ないからということではないわけです。家庭に係る状況、教育委員会としてできること、それから他部局と連携してできること、いろいろあろうかと思えます。そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 それでは、私のほうから、まず暴力の部分、暴力にかかわってでございますけれども、まず一つ目、医療につなぐ体制があるかということでございますが、御質問の趣旨からいくと、発達障がいをお持ちのお子様にと特定した形ではなくて、一般的なお話でよろしいですね。そうしますと、基本的に各学校の養護教諭または特別支援学級の担任等は研修等も受けております。ただし、専門的な判断を必要とする場合があるときには、管理職等の判断によって各医療機関につなぐということは通常行われているというところでございます。

それから、二つ目にありました沿岸と内陸の暴力行為の差はあるのかという御質問でござ

ございましたが、小学校の暴力行為 237 人中、内陸部で大体 9 割、沿岸部で 1 割という状況でございます。そして、中学校につきましては、内陸部が約 8 割、そして沿岸部が 2 割という状況になってございます。小学校、中学校で若干差はございますが、状況としては今お話ししたとおりの状況であるということでございます。

次に、不登校の部分について、お話をしたいと思います。家庭に係る要因ということが小学校では 6 割、発達段階を追うに従って減る傾向にはございますが、いずれ家庭に係る問題というものはあるものと思っております。県におきまして、子供の貧困対策の計画もありまして、教育委員会がプラットホーム的な役目を果たしているということでございますし、その中核としましては、例えばスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、そして認知をした場合にはすぐ関係機関につなぐという、学校とすればそういう役割を果たしておるという現状でございます。

他部局との連携ということでございますけれども、保健福祉部との連携を私どももさせていただいているところ、特に子供の貧困対策につきましては、一義的には保健福祉部のほうで計画を立てておりまして、その中に我々も入り込むような形で今推進をしているという状況です。

○永井教職員課総括課長 私からは、教員が生徒に真っすぐ向き合うことができるような働き方、勤務環境の整備ということでの働き方改革と、それからあと震災の加配のことについてもお尋ねがあったかと思しますので、この 2 点について御答弁させていただきます。

まず、働き方改革の部分についてでございますけれども、これまでも委員会質疑や本会議等においても、いろいろ御審議いただいているところでございますけれども、まず業務縮減に向けて、県教育委員会としてもさまざま取り組んでまいってきております。少人数学級の推進ですとか、部活動休養日の設定等に取り組んでおりますし、そういった取り組みを進めるに当たっては、関係団体との協議の場を設けまして、今年度も数回協議をしておりますけれども、進めてきております。

また、市町村についても、特に義務学校については服務監督権がございますので、市町村教育委員会への訪問などをしまして、多忙化への情報交換ですとか、特に勤務時間の把握ということについてお願いしてきたところでございます。

昨年 12 月に中央教育審議会の特別部会におきまして、いわゆる働き方改革の中間の取りまとめが行われましたし、またそれを受けて文部科学省のほうで取りまとめた緊急対策というものがございます。県といたしましても、これまでの県、それからあとは市町村と共通した取り組みを基礎といたしまして、今般の緊急対策などの動向も踏まえながら、引き続き一層の勤務軽減に向けて取り組みを実施してまいりたいと考えているところでございます。

平成 30 年度の政府予算案には、例えば加配定数の改善ということで、1,000 人単位の専科教員の加配でございますとか、部活動指導員、あるいはスクールサポートスタッフなどの外部人材の活用、それからあとは業務改善の加速のためのいろいろな研究というものが

国の予算に盛り込まれたと聞いております。詳細にこれがどのように地方レベルまで予算という形で措置されてくるのか、まだ未詳な部分ございますけれども、こういった動き、国の支援なども活用する方向で、今後の対策を十分考えてまいりたいと考えているところでございます。

それから、特に震災の加配の分につきましても、今年度は各校種を合わせて220人弱の加配を国からいただきまして、必要な学校に配置をさせていただいているところでございますが、これにつきまして30年度におきましても、各教育委員会、特に沿岸市町村の教育委員会とも、十分に要望をとりながら、必要な数を要望してまいりましたし、また先般は県教育委員会として、さらに12月にも国に対して要望活動をしてまいったと、そういう状況でございます。

○城内よしひこ委員長 沿岸と内陸の違いというのは答えましたか。

○小西和子委員 割合だけ。

震災後に生まれた子供たちは、低学年として学校で過ごしているわけですが、暴力を振るわないまでも、非常に情緒不安定であるということは指摘されておりますので、きちんとその子供に向き合って教育をしていかなければならないなという思いでございました。

先ほどハクセル委員のほうから、どこに相談したらいいのだろうというお話がありました。そして、教育委員会でも教育相談を実施しておりますけれども、その内訳について、おわかりだったらお聞きしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 教育相談の内訳につきましてでございますけれども、4ページ目のところで、(7)の教育相談としまして、教育委員会が所管する機関による教育相談件数ということで、その総数をお出ししているところでございます。具体的には、先ほどハクセル委員からもあったように、相談する機会とか場所の話もございましたが、学校の中であればもちろん教員等でございますが、学校の外でまいりますと、今県教育委員会では、24時間のいじめ相談ダイヤルというものを持っておりますし、それからメールによる相談のふれあいメールというものも持ってございます。また、他の機関におきましても、青少年等の相談を受け付けているというところでございます。

その件数につきましてですけれども、詳細は今手元にはございませんが、いじめ相談電話につきましてはございますので、その部分で少しお話をさせていただきますと、平成28年度の受理件数ですが、相談件数は244件でございます。その中の内訳としましては、本人からが120件、そして保護者からが108件、その他の方からということで16件という内訳でございました。また、この相談件数ですけれども、過去におきましても、おおよそ200件前後のところまで推移をしているというところでございます。

もう一つ、ふれあい電話というのがございまして、そちらにつきましては各教育事務所等も持ってございますので、件数的には全部で1,526件の相談を受理しているところでございます。

ですので、学校外の相談としましては、教育としてはそのような相談窓口を持っていると、件数については今お示したとおりということでございます。

○小西和子委員 私も、もしも教育相談室というところにかかわっておりまして、子供が直接、いじめられているのですとかというように電話をかけてくることもありますし、保護者の方が心配して電話をかけてくることもあります。話をまず聞くところから始まるのですけれども、自分で話をしているうちに、自分で解決の方法を見つけるのです。そういう形で対処しております。

私が心配しているのは、もしも教育相談室で一番数が多いのは、ひきこもりの方たちからの相談なのです。御本人からが多いですし、対応できる方たちがきちんと常駐しておりますので、そちらの方たちにつながりますし、面談という形でもやっておりますけれども、これから先、不登校の児童生徒の皆さんが社会に復帰する、そういう手だてをつくっていかねば、どんどん、どんどんふえるだけなのです。やっぱり心を病んでいますので、中には相談をずっと続けていたのだけれども、最終的にみずから命を絶ったという相談者もございました。ですから、そういうところまで、いじめ、それから不登校になって、ひきこもりになってというようにつながっていきますので、せっかくだいた命ですし、子供っていっぱいいいところがあるわけですから、そういうところを引き出すためにも、学校現場にもう少しゆとりがあるような、そんな県教育委員会としての構えをいただきたいと思っております。

家庭に係る状況というところですが、実は、私が15年以上前に小学校で担任をした生徒が、高校生になってからみずから命を絶ちました。それはどういうことかということ、お母さんが両足がない方で、本当に貧しい生活をしておりましたが、私が担任をしたときは、すごく賢い子でした。理数関係なんてすごくいいものを持っておりまして、友達も多かったです。中学校になって、いじめの標的にされ、高校になっても標的にされ、命を断った日は骨折するくらいの暴力を受けて、自分が悪の道に引きずり込まれるのを拒否したわけです。お母さんにもそういうようにしたくないというので、みずから命を絶ったという、本当に不幸なことがありました。今子供の貧困ということがあって、Kくんといいますが、Kくんと同じように、貧しいからなどの理由でいじめられる子だっているわけです。そういう子供たちが救われるような、そのような教育をやっていただきたいと思っております。

きょう、2020年からの教育について朝のテレビ番組でやっていたけれども、改訂された学習指導要領が実施されますと、さらに学校現場は忙しくなります。そこで、国連子どもの権利委員会勧告で、日本政府に対して、高度に競争的な学校環境が就学年齢層の子供のいじめ、精神疾患、不登校、中途退学及び自殺を助長している可能性があることも懸念する。それから、子供同士のいじめと闘う努力を強化し、そのような措置の策定に子供たちの意見を取り入れるよう勧告する。もう教育委員会の皆さんは御存じだと思いますけれども、教育長は、この勧告をどのように受けとめているのでしょうか。また、いじめ対

策に子供たちの意見をどのように取り入れているのか。実際取り入れている市町村もごさいますけれども、その2点についてお伺いして終わりにしたいと思います。

○高橋教育長 国連から日本に対して勧告があったのは、これは2010年のことごさいました。当時の状況よりも、さらにその重要性というものは進んできているのではないかと思います。そしてまた、本県において、痛ましい事案が発生したという中で、我々はこの勧告を特に強く受けとめることが必要であると考えております。

県教育委員会におきましては、そのような考え方とあわせまして、各学校でどういう取り組みをやっているかということをお独りで調査いたしております。その結果を踏まえまして、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、それから議論する活動に取り組むことを本年度のいじめ問題対策の一つの重点として、あわせて昨年9月に改定した県のいじめ防止基本方針の中に、その旨を新たに示させていただいたところごさいます。

今後におきましても、各学校における児童生徒会活動等を通じて、いじめの問題を児童生徒自身に考えてもらったり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを推進したりすることによって、教職員と児童生徒がともにいじめ問題対策に取り組んで、いじめを許さない学校風土、岩手県の風土をつくっていくように努力していきたいと考えております。

○高橋孝真委員 この調査の仕方といいますか、内容についてだけお聞きしますけれども、小学校で4,437件というのが8ページの部分で認知されていると。ただ、9ページの(4)のところというと、複数回答ありということですが、5,406件。誰にも相談していないという中身から見ると、8ページに戻ると、いじめの発見のきっかけというのは、この部分はどのように考えたらいいかと少し疑問に思ったものですから。

それから、もう一つは、誰にも相談していないが780件ですけども、この人は複数回答はしていないのだろうと思いますが、それ以外の部分で、複数回答しているというのはどれとどれとどれが多いのか。例えば保護者や家族に相談をして、相談をした結果、学校の担任に相談しましたよとか、そのようになっているのかどうか。この辺はどういう分析をされているかについてお願いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 御質問は二つあったかと思ひます。

まず最初に、誰にも相談していないというのが9ページの(4)、小学校でいいますと780件いるということごさいます。では、どうやってそれがいじめにかかわって認知したかという話なのですが、いじめ発見のきっかけの中で一番多いのが、8ページにあります、アンケート調査というのがごさいます。ですから、相談はしていないけれども、アンケートには記入していると。よって、学校はそのアンケートによって、先生たちのほうから相談を持ちかけて実施しているということになります。だから、主体的に相談したのではなくて、学校の先生から教育相談をしているという状況。これは答え方にもよりますけれども、780件というのは非常に多い数字ごさいますので、現在、学校はアンケート結果等をもとにして、こういう子供たちが少なくなるような取り組みをやっているように進めているところごさいます。

それから、二つ目ですけれども、複数回答がどれかと、いわゆるクロス分析のようなものを行っているかという問いかと思えますけれども、この調査、単純集計でございまして、クロス分析には至ってはいない。その回答数の多いところがポイントであろうという捉えをしているところでございます。

○高橋孝眞委員 ということは、確認ですけれども、誰にも相談していないという 780 人は、最終的にはどなたかに相談をしているよという整理で考えてよろしいのでしょうか。それとも、ずっとわからなくてそのまま、アンケートも記名ではないよという内容なのでしょうか。この部分はどうなのでしょう。

○菊池生徒指導課長 これは基本的にいじめを認知した児童生徒の複数回答になりますので、いじめは認知されていると。そして、その中で自分は誰にも相談していませんよと回答した子がこれくらいいると。ただし、自分から進んではやっていないという捉えでございました。

○高橋孝眞委員 とすれば、そういう子供に対してどういうケアをしているかということになってくると思うのですけれども、それはどういう対応をされているのでしょうか。

○菊池生徒指導課長 各学校におきましては、この子供がいじめを受けているということは認知しております。認知しておりますから、相談がなければ学校側のほうからきちんとその事実を把握して、加害、被害をきちんと明らかにして、それぞれの子供たちに指導をしているというのが現実です。

○高橋孝眞委員 わかりました。アンケートなり調査なり、いろいろなところですからけれども、その調査結果を十分学校現場だったら学校現場のほうにおろして、内容を整理しながら学校に対して県教育委員会として指導していくといたしますか、話をしていくということが大事だと思いますし、先ほどクロス云々という話があって、それはしていないという話でありましたけれども、ここの部分が非常に重要な部分だと思うのです。そういう意味合いでは、今後そうした部分を調べながら、1人もいじめを認知しないような、いじめに遭わないような、そういう対応をぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 先ほどのもちっと関連するのですけれども、教師の多忙化の問題で、中央教育審議会の特別部会が中間まとめの案を出しましたね。この中身と、県の対応は現段階でどうなっているかをまず最初にお聞きします。

○永井教職員課総括課長 中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会で行われた中間のまとめでございます。12月21日、22日でしたでしょうか、まとめられたと聞いております。正式名称は非常に長うございまして、新しい時代の教育に向けた持続可能な

学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてというのが正式な名前でございます。

基本的な考え方として、検討の視点が四つ示されております。これは去年8月に中間取りまとめの前に提言された緊急提言のときに4点の視点が示されておまして、業務の明確化・適正化、それから組織運営のあり方の見直し、それから勤務時間の把握と申しますか、あり方に関する制度面、意識面での検討が3点目、それから4点目として学校種、それから設置者の違いを踏まえた検討、この4点で検討がされたということでございます。

一つ一つ御報告しますと、かなりの大冊になりますので、概況のみでございますが、まず1点目の業務の明確化・適正化につきましては、誰がその業務をやるべきかということ、例えば教育委員会がやるべきこと、それから学校が取り組むべきこと。それからあと大きな視点としては、学校がやることなのか、学校外と申しますか、公共団体であったり、保護者がやるべきことなのか。例えば、これで申しますと登下校への対応ですとか、夜間の見回りなどについては、これは地方公共団体であったり、あるいは保護者でやるべきではないかというような例が示されております。それから、学校の業務であるけれども、教師がやらなくてもいいのではないかというような内容もございまして、例えば教育委員会ですとか、各方面から来る調査、統計の回答などは必ずしも教師がやらなくてもいいのではないか。それから、三つ目ですが、教師の業務だけれども、負担軽減が可能な業務があるのではないかということで、給食時の対応ですとか、今御議論いただいておりました例えば支援が必要な児童生徒への対応などというようなものが大きな形として例として示されたものでございます。

そのほかには、勤務時間の把握、制度面の検討ということで、ICTの活用ですとかタイムカードの導入、それから適正な勤務時間の設定など、それにあわせてまた時間外勤務、これは教育公務員特例法のあり方も含めた検討が必要ではないかということで提言されているものでございます。

これらを受けまして、多忙化の議論についてはかねてから県議会でも御議論いただいてきているところでございますので、先ほど小西委員に答弁した内容とも若干重複いたしますけれども、国レベルで専科教員の加配が1,000人単位で通ったということもありますので、そういったものの活用でございますとか、先ほど言った教師と教師外、学校と学校外というところでの役割分担に対する外部人材の活用という部分での予算措置の活用でございますとか、あとは学校の業務改善というような部分での調査研究ということについて、これまでの関係団体との協議の場を踏まえながら、どういうことができるのかということ、これを今最終的に検討して詰めていくという段階でございます。

○齊藤信委員 特別部会が中間まとめの案を出して、緊急提言も出して、これは今社会問題になって、教師が働き過ぎているというのは大方の認識になっていると思います。だからといって、改善しているかということ、まだそこに至っていないのではないかと。県教育委員会も、この間、関係団体と協議をして、幾つかの取り組みをしてきていると思うけれ

ども、具体的な取り組みと実績はどうなっていますか。ここはこのように改善されたというものが出ているのか、出ていないのか、そこを具体的に示してください。

○永井教職員課総括課長 具体的な取り組みの中で一つ申し上げますと、部活動の休養日の設定というものが挙げられるかと思えます。これは昨年2月になりますけれども、県立学校においては週1日以上休養日を設けるといって、それから中学校になると思いますが、平日1日及び第2、第4の日曜日を休養日にするということで、これは各学校及び市町村教育委員会に、協力といいますか、実施をお願いし、昨年5月にこの履行状況を確認いたしましたところ、県立学校、それから市町村教育委員会、全てにおいてこれは履行されているという回答を得ておりまして、まずこれが一つの大きな代表例になっていると考えております。

○斉藤信委員 部活動の週1日休養というのは、それは実施されている、これは議会でも答弁されています。では、それが具体的に例えば超過時間、これだけ軽減されているというようになっていきますか。約1年近くやっているわけです。そういう形で成果が出ているのかということを知りたい。

○永井教職員課総括課長 部活動の分だけでどうかという数字はとっておりませんが、県立学校における教職員の時間外勤務の数字は押さえておりまして、上半期分ということでしかまだ把握しておりませんが、県立学校の平成29年度上半期ですと、1人当たりの平均の時間外勤務は30.1時間ということでございました。昨年度、平成28年度の前年同期が30.3時間ということで、若干でございますけれども、0.2時間ほど減っているということでございます。

また、いつも御指摘をいただきます長時間勤務の職員につきましても、80時間以上を超えている職員の割合が、ことしは上半期で10.9%ということで、昨年度が11.5%でしたから、0.6ポイントほど減になっているという状況でございます。部活動の取り組みが全てこの数字に反映されているかというのはちょっと、その分析をしておりませんが、そのような取り組みを今進めて、数字として上半期としてはこのような感じになっているということでございます。

○斉藤信委員 わかりました。微減という結果にはまず上半期はなっていると。それで、さっき中央教育審議会の特別部会の緊急提言でも、勤務時間の把握というのが提起されているのです。ところが、今度の間中まとめ案でも、客観的に把握しているのは3割で、7割は把握されていないということも指摘をされているわけです。岩手県教育委員会が真剣にこの長時間労働、時間外勤務の縮減に取り組もうとするのだとしたら、やっぱり客観的に把握して、そして具体的な中身も絶えず明らかにしながら改善を図ることが必要なのではないかと思いますが、いかがですか。

○永井教職員課総括課長 現在、特に直営の県立学校ということになりますが、県立学校における勤務時間の把握ということにつきましては、これは基本的には申告制ということで、その状況を逐次管理職が確認するというやり方でございます。そういう意味で、民間

企業で使っている方法は、さまざまあると思いますけれども、いわゆるタイムカードですか、あるいはICTというところまでの把握にはなっておりません。

今回の緊急提言、それから文科省の緊急対策でも、ICTの把握ですかタイムカードの導入ということで、客観的に把握して集計するのが望ましいという提言になっております。昨年の春ころでしょうか、全国調査の数字なども文科省で調べたところがあったようですけれども、いまのところまだ他の教育委員会、他県においても、そのような客観的な把握というのが進んでいるところはないと承知しておりますが、今回の緊急対策を受けて、勤務時間徹底の確認ということでの一番大事な部分ということで御指摘、あるいは緊急対策ということもございますから、文科省におけるさまざま支援策というものの中に、このICT、タイムカードの導入があるかどうかも含めて、もう少し分析を進めながら考えてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 中央教育審議会がここまで言っているわけだから、いいものは早くやると。さっき私が紹介したように、3割はやっているのです。7割はまだでも、この間の報道で3割はやっているのです。客観的に把握して、そのようにすれば、問題点もリアルにわかるわけです。調査しなければわからないというのではなくて、毎日、毎日わかるわけです。私はそういう点でいけば、中央教育審議会が時間外勤務、その手当の問題のあり方も含めて今検討しているけれども、客観的に把握して改善するという手だてを県教育委員会はいち早くとるべきではないかと。これは教育長にお聞きします。

それで、もう一つは、部活動が中学校以上では一つの矛盾なのですけれども、基本は週休2日制ですから、週1日というだけでなく、きちんと2日ぐらい休養をとったほうがいいというのが実はプロスポーツの専門家の意見なのです。中学校の発達段階を考えれば、そのほうが絶対にいいという、こういう指摘もありますので、私は部活動の問題も、そういう形で本当に科学的、合理的で、そして教育の一環としてふさわしい中身にしていくことが必要なのではないかと思います。

その上で、教師の多忙化を解消する鍵は二つです。業務を本当に減らすこと。その際、先生が責任を持って授業に取り組めるような環境をつくるということだと思っております。今授業にかかわる時間がないわけではないのです。授業以外の時間が多いのです。だから、そこらの問題をしっかり仕分けしてやる必要があるのではないかと。

もう一つは、教員をふやすことです。これは、教員の定数改善の計画というものを国にしっかり求めるということと、やっぱり35人学級を、小学校5、6年生はまだ残っているので、これも早く実現すると。クラスの人数、これは教員の負担からいったら一番なのです。30人を見るのか、20人見るのか、40人見るのか、これは全然違います。そういう意味でいくと、そういう二つの方向というのがはっきりしているわけだから、来年度はこのように思い切って進めるということも含めて、教育長に聞いて終わります。

○**高橋教育長** 御質問は2点ございました。最初の勤務時間の把握についてでございます。教員の超過勤務については、教員の働きに期待する役割というのは、これは学校内の業務

だけではなくて、持ち帰りの業務もある、それからさまざまな決められた勤務時間内外での多様な働き方があるということで教職調整額制度が設けられて、その適切な把握ということが求められる制度的な仕組みとなっていないということが現在に至っているということです。

ただ一方で、この問題によってさまざまな過労死等の問題も出てきて、社会問題化してきていると。そしてまた、教員の多忙化に対する国民的な理解が進んできていると、これは我々にとっては非常にありがたい話だというように思っております。

そういう中で、一つの手法としてタイムカードの導入ということについては、我々正面から受けとめるべき課題かなと思っております。他県の状況を見ますと、タイムカードを導入したことによって、教員自身が時間管理というものを強く意識することになったというような、肯定的な評価もあるようでございますし、ただ一方では、それだけで全てが把握できるわけではございません。意識改革にもつながるというようなことで、具体的な手だてをどうするかということ、現在検討中でございますので、いましばらく最終的な方向性については時間を頂戴したいと思います。

それから、超過勤務の縮減に向けて、どういうことに取り組むべきかということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、教育行政として教育委員会が取り組むべきこと、そしてまた各学校が取り組むべきこと、この車の両輪が一体となって進めていくことが極めて重要だと、こういうように思っています。

それから、御指摘のありましたように、何よりも大事なものは、教員体制を充実することだと思っております。少子化が進んできている中で、これからの社会をつくっていく、支えていく子供たちを育てていくことは極めて大事でございますので、私は12月に、文部科学省に参りまして、政府予算の決定に当たって要請活動をさせていただいております。そういう中で、義務教育標準法もそうですけれども、加配定数の充実等も含めて、ぜひとも地方の実態を理解した上で文部科学省にも頑張ってくださいたいという要請をさせていただいております、引き続きこれについては大きな課題として意識しつつ、取り組まさせていただきますと思っております。

○小西和子委員 12月8日の商工文教委員会におきまして、来年度に向けた働き方改革の中で業務縮減の検討を加速してまいりますと永井教職員課総括課長のほうから御答弁をいただいております。もうできていると思いますが、まだ予算がついていないので、はっきりは言えないと思いますが、そのあたりは大まかでいいですから、具体的にどのような業務縮減を行うのかということをお聞かせください。

○永井教職員課総括課長 業務縮減につきまして、先ほど来、これまでの取り組みですとか、勤務時間の把握の状況については御報告させていただきました。政府予算、これも先ほど出てきておりますけれども、例えば小学校の教員専科加配ですとか、あるいは部活動指導員、外部人材の活用、業務改善ということで、チーム学校として学校業務を全体的にどうバランスして平準化していくかというような対策が打ち出されたということがござ

いますので、これに沿った形で今何が、どういうことができるかということを検討させていただいているところでございます。

先ほどの答弁と重なりますが、国の予算というものについての細目がまだはっきりしていないところもございしますが、極力これを積極的に取り入れて対応してまいりたいと考えておりますし、また勤務時間の把握につきましても、客観的な把握という御指摘もございましたので、こういったものがないか研究はしているところでございます。客観的な把握ができて、実際に何をやっているかという確認を、これも引き続きどのようにしなければならぬかという部分も残っておりますけれども、今トータルでさまざまな検討を進めさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○小西和子委員　ここで、定数のことに触れたいのですが、岩手県と、もう一県ありましたけれども、人員が100%充足されていなかったということが全国的に知られております。2018年度はそういうことのないように、きちんと定数を100%充足していただきたいということ、これは要望であります。99.3%の人員でありながら、学力向上、学力向上と言われ、小学校ではそれなりに、中学校でもやれるくらいやっておりました。その人員からいったならば、本当に47番目でもいいくらいなのです、学力。そのくらいみんな身を粉にして、子供たちと一緒に頑張っているということをし添えておきたいと思っております。

先ほどまだ政府予算がはっきりしていないのというような話がありました。前にもお話をしましたが、タイムカードにつきましては校長判断で、もしくは自分のポケットマネーで入れたところもありますし、教職員の命がかかっているということで、もうそういうことを始めている校長もおります。何度も出てきました部活動指導員につきましても、これは早急に入れるべきだと思いますし、あとスクールサポータースタッフにつきましても中央教育審議会の中で何度も議論されておりますので、そこもぜひ、小中学校は市町村教育委員会がかかわるわけですが、県のほうから働きかけをして、どこの市町村でも行われるようにしていただきたいと思っております。

国の、国の、国のと、国が動かなければ動かないと私は聞こえるのですが、例えば愛知県の教育委員会では教員の多忙化解消プランを出していますし、あとは岡山県は教職員の残業25%削減ということでプランを立てておりますし、これは1月5日にですね、岐阜市が夏休みに16日間の連続学校閉庁日ということで出ております。このように、他の都道府県や市町村の取り組みについては、恐らく研究していると思うのですが、どのように把握されているのでしょうか、二、三、例を挙げていただければと思います。

○永井教職員課総括課長　今委員から御紹介いただいた、例えば岡山県の25%の削減ですか、それから愛知県でのプランの策定、あとはテレビ報道でしたけれども、岐阜市の16日間の閉庁、こういった動きはメディアに出ているレベルで承知しております。また、先般の委員会でも委員から京都府の事例も御紹介いただいたところでございます。こういったものは、さまざまな報道で承知をして、必要なものであれば確認を行っております。その他の都道府県、市町村がどういう形でまとめているかという、トータルのものについて、

これは逆を言えば、各県ともに文部科学省の支援策をどう使えるかということで、私どもと同様に、それぞれ主体的に検討しているところかと思えます。参考として他県の情報を速やかにいろいろやりとりする場合がありますけれども、本県と同様にまだ政策形成過程であると、予算編成中ということもあって、なかなか不確定な部分もあるということでございます。

文部科学省の緊急対策の中では、文部科学省において業務改善の優良事例などを取りまとめ、周知をするというようなこともありますので、こういった取り組みなども、周知例なども見ながら、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 ぜひ他県、他市町村の実践に学んでいただきたいと思えます。

それで、今年度の直近の現職死亡者数。昨年度は小、中、県立学校を合わせて19人の現職死亡がありました。小、中が13人で、県立が6人ということでしたが、今年度の直近の現職死亡者数について、学校種別がわかりましたらそれも含めて。

それから、今休職者がどのくらいいるのか、うち精神疾患はどうか。精神疾患というのは過重労働からなることが多いですので、過重労働のバロメーターにもなるかと思えます。あとは、ここ数年の比較も示していただけたらありがたいと思えます。

○永井教職員課総括課長 今年度の現職死亡、休職、それから精神疾患の教職員の数字等でございます。今年度でございますが、データとして上半期分ということで、お許しいただきたいと思えます。現職死亡者数でございますが、9月末、上半期現在で6人になっております。学校種別でということでしたが、県立学校3名、小中学校2名、事務局が1名となっております。ここ数年の比較ということでしたが、過去3年と比べてまいりますと、現年分は上半期分ですが、平成26年度からは年度の計となります。平成26年度8人、平成27年度4人、それから平成28年度は御指摘あった19人という数字でございます。

次に、休職者の人数でございます。これは実数と延べ数がございますが、延べというところで答弁をさせていただきます。今年度は、これも上半期現在で60人でございます。過去の推移でまいりますと、これも年度の延べということですが、平成26年度92人、平成27年度103人、平成28年度105人となっております。このうち、休職者の中に占める精神疾患の人数ということでございますけれども、先ほど60人と申し上げた休職者の中で精神疾患によるものは29人でございます。過去3年で見てまいりますと、先ほど休職者92人と申し上げたのに対しまして65人、同じく平成27年度は103人と申し上げたのに対して66人、それから平成28年度は105人と申し上げたのに対しまして64人と、こういう数字になっております。

○小西和子委員 さすがに現職死亡者数は昨年よりもずっと減っております。大体にして昨年度の19人というのは異常でした。この人たちの中の何人かの葬儀にも行きましたけれども、つらいものがありました。まだ子供が小学生とか中学生とかといった教職員も亡くなっているのです。精神疾患につきましても、他の職業に比べてかなり高いです。それだ

け過重であるということ。

それから、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）がつまり4%だけ、できた当時は1カ月の超勤が8時間だったと。そのときにできたのが給特法なわけですが、今はその10倍近くになっているわけです。それはいかなるものかということです。給特法というのは、安易に時間外労働をさせてはいけないというようなこともあったりして、四つでしたか、項目が決まっていたはずなのですが、もうそれは形骸化されてしまっていると。子供たちのためということで、教職員はゆでガエルのように自分ではわからなくなってしまって、最後は亡くなるというようなことがありますので、2020年になってからでは遅いのです。2020年になれば学習指導要領が実際に施行されて、またさらにきつくなるわけですので、今年度、今から、それから来年度が勝負だと思いますので、永井教職員課総括課長がおっしゃいました業務縮減を加速してというお話をいただいているわけですが、ぜひ加速して、国の予算を待つのではなくて、岩手県としては何をするのか、他県に学んでやっていただきたいと思います。

職員団体が幾ら提案をしても、いや、それは、それはと言われてしまいます。こうやったらいいのではないかということをもっと柔軟に受け入れて、優秀な教職員が、新採用でやめる人が1人いますけれども、耐え切れずに、もう体がついていけないということでやめるのですけれども、そういうことのないように、ぜひ働き方改革を進めていただきたいと思います。教育長にお伺いして終わります。

○高橋教育長 これからの時代というのは、グローバル化もそうですし、IT化もそうですけれども、どんどん社会というものは変わっていく、そういう社会を子供たちに生き抜いてもらうということと、社会をつくってもらうということが極めて大事だと思っております。そのためには学校教育を充実していくことが何より求められると思っております。

そしてまた、学校に対する期待、これは子供の貧困問題もそうですし、それからいじめ問題に対する組織的な対応であるとか、それから学習指導要領、社会が変わっていく中で、そういう力をしっかり身につけていくという、そういう大きな期待がある中で、教職員は献身的な努力をしていると思っております。ただ、そのように業務が多忙化してきている中で、新たな手だてをやるといっても、それが全体の中で吸収されてしまって、これを抜本的に解決するためにはいろんな面からの工夫をしていかなければいけないように思っています。

そしてまた、先ほども申しあげましたけれども、教育は日々の教員の指導によって成り立っておりますので、その働く環境をしっかりとっていくというのは我々の大きな使命だと思っております。

ただいま小西委員からいただきました話も十分に踏まえつつ、ただ一方では、なかなか全体で合意形成、いろいろな意見を持っている、また地域事情、学校事情もございますので、その辺の状況等も十分に見きわめつつ、できるものを着実に推進していくと。そしてまた、県教育委員会として主体的にやるべきことは何かということも十分念頭に置きなが

ら、取り組みをさせていただきたいと思っています。

○高橋孝眞委員 2点お聞きします。1月6日に、岩手日報の記事なのですがけれども、高校運営、町村が名乗りという見出しで、少子化で都道府県立高校の減少が進む中、廃校による地域活力の低下を防ごうということで、町村が高校運営に名乗りを上げているということが出ております。北海道では道立奥尻高校がかわりましたよと、町立になりましたよと、こういう記事があったがわけでありましてけれども、青森県、福島県でも検討しておりますと、こういうことではありますが、その中で岩手県でも雫石高校が町立化を検討だと、こういう内容で出ております。そういう意味合いで、町村立にした場合と県立高校というのはどのように違いがあるのかという部分、それから教員というのはどのような対応になっていくのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○藤澤高校改革課長 今委員から御指摘のあった新聞報道でございますけれども、共同通信の全国調査をもとに記事が書かれているようでございます。他県の例なども紹介されているということでございました。

県立高校と町立高校の違いということでございますが、まず原則的には、町立になりますと、運営の全てを町が行うということになるかと思っております。例えば教員の確保であるとか、人件費、施設の整備、学校の運営ということになるかと思っておりますが、例えば盛岡市立高校などの例を見ますと、教員については、県からの割愛採用ということで配置している。県が採用した教員が市立高校のほうに行っているということになるので、そういった例が参考になるのかと思っておりますが、学校運営の基本は町が行うということになるかと思っております。

○高橋孝眞委員 ということは、町立、村立にすると、教員については県が派遣する部分はあるけれども、独自に町なり村が教員を確保し対応すると、そういうような内容にもできるのだと、このように考えていいわけですか。

○藤澤高校改革課長 教員の配置については、そういった独自の取り組みもあろうかとは思いますが、例えば新聞記事にも載ってございました北海道の奥尻高校なども、やはり道が採用した職員が割愛という形で配置されていると聞いておりますので、一般的にはまずは県なり道なりが採用した職員が配置される。それにプラスアルファはあろうかとは思いません。

○高橋孝眞委員 わかりました。高校の再編計画があるわけですがけれども、後期は平成31年ですか、平成31年から再度検討していきますよと、こういうことになるわけですが、こういう部分についても検討に値するのかといいますか、検討項目として入れていくのか、現時点ではどのように考えているのでしょうか。

○藤澤高校改革課長 再編計画の後期につきましては、平成33年度からの計画になります。来年度以降、また地域を回って意見を伺っては思っております。その際に、町立高校を検討の中に盛り込むかどうかということについてでございますが、まだ後期についての対応については大まかな方針のみをお示ししているだけでございますので、これからの

検討にはなろうかと思えます。

委員から御紹介がありましたとおり、雫石高校で、報道でも出ておりましたけれども、そういったアイデアが示されております。雫石高校のビジョンの策定委員会には、私どものほうからも職員がオブザーバーという形で入っております、内容はお聞きしておりますが、まだまだアイデア段階というか、そういった内容でございますので、もう少し、私どももその場に参加しながら、いろいろ意見を伺っていきたいと思えます。

町立高校に移管する場合の課題というか、考えなければならないこととしては、先ほど申し上げた運営に要する経費とか人的な面のほかに、県内の高校として教育を行っていくということですので、きちんとした教育の質の保障ということもありますし、継続的に教育をしていかなければならないと思えますので、そういった教育環境の面についても町村から要望があった場合には、全国の例も参考にしながら、幅広い観点で意見交換をしていきたいと思っております。

○高橋孝眞委員 わかりました。では、そのようにお願いをしたいということになります。が、県立高校の関係で、前回の委員会の際に、県立高等学校の統合に係る新たな判断基準を求める請願、これは採択になったわけですが、これに対して、現状ではどのような考え方をしているのかについて、教育長からお聞きしたいと思えます。

○高橋教育長 前回の常任委員会の中で、遠野市の皆様から出された請願の協議をいただき、そして本会議で採択されたということでございます。ただ、その採択に当たっては、これは趣旨採択ということで、さまざまそれを実現するためには大きな課題もあるというようなこと、そういう御意見等もつけていただいた中での採択だったと理解をいたしております。

そういう中で、今回趣旨採択とされたことについては、それは我々も十分受けとめなければならないと思っておりますけれども、これは教員定数の制度的な壁もございまして、岩手県でそういう状況にあるということについては、私から直接文部科学省のほうにも伝えつつ、全体的な定数改善、これは高校教育だけという限定的なものではなくて、小学校、中学校、公立学校を含めて、全体的な教員体制の充実ということについて、その強化を要請したところでございます。いずれ今回特定の地域ということではない請願になっておりましたので、これは岩手県全体での今後の課題というように捉えております。

○高橋孝眞委員 国に対する要望なりをしながら、次回の検討委員会については十分検討して対応していただければと、このように思えます。

もう一点なのですけれども、盛岡第一高校損害賠償請求の関係ですが、前回、判決の内容について、県としては控訴しませんよと、こういう整理をしましたということでしたけれども、これは原告のほうから控訴されたわけでありまして、高等裁判所のほうにどのような理由で控訴されているのかについて、ひとつお願いをしたいと思えます。

○永井教職員課総括課長 盛岡第一高校訴訟の件のお尋ねでございますが、現状を申し上げますと、現時点で高等裁判所のほうから、控訴状及び控訴理由書が、私どものほうにま

だ来ておりません。控訴したという事実のみが伝えられているところでございます。期限が控訴の日から 50 日間となっておりますので、今週末、13 日でしたか 14 日がその期限と
いうことですので、提出されていて、まだ私どもの代理人に届いていないのか、あるいは
まだ控訴理由書のほうが出ていないのか、そこはちょっとわかりかねるという状況ござ
います。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の調査を終了いた
します。教育委員会の皆様は退席されて結構です。大変御苦勞さまでした。

委員の皆様には委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願いたいと思
います。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の 1 月の県外調査についてでありま
すが、お手元に配付しております平成 29 年度商工文教委員会調査計画案のとおり実施す
ることとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしま
すので御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会といたし
ます。